



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市におけるAIの活用等に関する条例の施行期日を定める規則	企画調整局デジタル戦略部	1
規則	神戸市下水道条例施行規則の一部を改正する規則	建設局下水道部経営管理課	2
規則	神戸市立水産体験学習館条例施行規則の一部を改正する規則	経済観光局農水産課	19
規則	神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	行財政局給与課	27
規則	神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則及び神戸市開発事業の手續及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則	建築住宅局建築指導部 建築調整課	28
規則	神戸市立老人福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則	福祉局高齢福祉課	67
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定	福祉局監査指導部	73
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定	福祉局監査指導部	83
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定特定相談支援事業者の指定	福祉局監査指導部	84
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止	福祉局監査指導部	86
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の廃止	福祉局監査指導部	90
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定特定相談支援事業者の廃止	福祉局監査指導部	91
告示	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定	福祉局監査指導部	92
告示	児童福祉法による指定障害児相談支援事業者の指定	福祉局監査指導部	97
告示	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止	福祉局監査指導部	99
告示	児童福祉法による指定障害児相談支援事業者の廃止	福祉局監査指導部	101
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道西須磨方面第13号線)	建設局道路管理課	102
告示	道路法による道路の区域変更(市道多聞101号線)	建設局道路管理課	103
告示	電線共同溝を整備すべき道路の指定(市道鈴蘭台143号線)	建設局道路工務課	104
公告	神戸市市民公園条例による市民の木の指定	建設局公園部魅力創造課	105
公告	大規模小売店舗立地法第6条第2項による届出(ジェームス山商業施設)	経済観光局経済政策課	106
公告	神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更	経済観光局農政計画課	108
公告	神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧	都市局景観政策課	109

令和6年10月8日 神戸市公報第3880号

種類	件名	所管部署	ページ
公告	開発行為に関する工事の完了(西区丸塚一丁目ほか)	都市局都市計画課	110
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の指定	水道局配水課	111
人事委員会	昇格に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局任用課	112
訂正	令和6年10月1日付け神戸市公報第3879号中	都市局都市計画課	116

神戸市におけるA I の活用等に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年9月27日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第11号

神戸市におけるA I の活用等に関する条例の施行期日を定める規則

神戸市におけるA I の活用等に関する条例（令和6年3月条例第25号）の施行期日は、令和6年9月27日とする。

神戸市下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月27日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第12号

神戸市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市下水道条例施行規則（昭和50年11月規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
<p>(条例第11条の3第2項の規定による令第9条の10に規定する基準の一部除外)</p> <p>第9条の2 条例第11条の3第2項に規定する規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同項の規定により読み替えて適用する同条第1項に規定する規則で定める物質は、同表の左欄に掲げる場合ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>		<p>(条例第11条の3第2項の規定による令第9条の10に規定する基準の一部除外)</p> <p>第9条の2 条例第11条の3第2項に規定する規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同項の規定により読み替えて適用する同条第1項に規定する規則で定める物質は、同表の左欄に掲げる場合ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>	
規則で定める場合		規則で定める物質	
電気めつき業を営む工場又は事業場から汚水を公共下水道に排除する場合		六価クロム化合物、 <u>ほう素及びその化合物</u> 、ふつ素及びその化合物並びに亜鉛及びその化合物	
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
金属鋳業を営む工場又は事業場から汚水を公共下水道に排除する場合		ほう素及びその化合物、 <u>亜鉛及びその化合物並びにカドミウム及びその化合物</u>	
硫黄鋳業（硫黄と共存する硫化鉄鋳を掘採する鋳業を含む。）を営む工場又は事業場から汚水を公共下水道に排除する場合		[略]	
		エチレンオキサイド製造業又はエチレングリコール製造業を営む工場又は事業場から汚水を公共下水道に排除する場合	
		1、4-ジオキサン	

様式第7号を次のように改める。

様式第9号を次のように改める。

様式第9号

(第1面)

除害施設設置等計画(変更)届

年 月 日

神戸市長 宛

届出者

住所
電話() -
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

除害施設の設置等の(計画・変更)について次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		
工場又は事業場の所在地		
業種及び製品名		
操業日数	1月当たり 日	
操業時間	時 分から 時 分まで	
除害施設の計画内容	施設の名 称	
	工 事 期 間	着工予定 年 月 日 完成予定 年 月 日
	計 画 除 害 水 量	平均 立方メートル/日 最大 立方メートル/日
	対 象 水 質 項 目	
	対 象 排 水 の 種 類	

(第2面)

廃水処理の方法	(説明文、フロー図等を用いて記入してください。)				
処理前後の水質	水質項目	処理前		処理後	
		通常値	最大値	通常値	最大値
処理工程中の使用薬品	薬品名	使用量	目的		
処理による残 ^さ 渣	種類	生成量	処分方法		
生産工程中の使用薬品 及び原材料	薬品名及び原材料名		使用量		

(第3面)

項目等	排出口					
	下水の量 (立方メートル/日)	通常				
最大						
水素イオン濃度 (pH)	最高		}	}	}	}
	最低					
	通常					
	最大					
	通常					
	最大					
	通常					
	最大					
	通常					
	最大					
	通常					
	最大					
	通常					
	最大					
	通常					
	最大					
排出先						
排水の概要						
その他の参考事項						

(第4面)

用 水 及 び 排 水 の 系 統	用水及び排水の系統図を図示し、用途別の水使用量を図に付記してください。						
	用水概況を次の表に記入してください。						
	取水(立方メートル /日) 用水(立方 メートル/日)	上水道	工業用水道	地下水	海水	その他	計
	原料用水						
	洗浄用水						
	冷却用水						
	ボイラー用水						
	生活用水						
	その他						
	計						
用水使用量の季節的変動の概要							
注意 用水使用量のうち、循環使用水量については、かつこ書きで記入してください。							
添付書類	1 工場又は事業場付近見取図 2 工場又は事業場平面図、主要機器等配置図 3 工場又は事業場排水経路図 4 操業系統図 5 除害施設設計計算書 6 除害施設構造図 7 除害施設取扱説明書						

注意 この届書は、本人又はその代理人が記入すること。

様式第10号を次のように改める。

様式第10号

除害施設氏名等変更届

年 月 日

神戸市長 宛

届出者

住所
電話() -
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

氏名(名称、住所、所在地)に変更があつたので、神戸市下水道条例第12条の3の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		
工場又は事業場の所在地		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更年月日		年 月 日
変更の理由		

注意

この届書は、本人又はその代理人が記入すること。

様式第10号の2を次のように改める。

様式第10号の2

除害施設使用廃止届

年 月 日

神戸市長 宛

届出者

住所
電話() -
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

除害施設の使用を廃止したので、神戸市下水道条例第12条の3の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

注意

この届書は、本人又はその代理人が記入すること。

様式第10号の3を次のように改める。

様式第10号の3

除害施設承継届

年 月 日

神戸市長 宛

届出者

住所
電話() -
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

除害施設に係る届出者の地位を承継したので、神戸市下水道条例第12条の4第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
承継年月日	年 月 日
被承継者	氏名又は名称
	住 所
承継の理由	

注意

この届書は、本人又はその代理人が記入すること。

様式第11号を次のように改める。

様式第11号

排水管理責任者選任(変更)届

年 月 日

神戸市長 宛

届出者

住所
電話() -
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

神戸市下水道条例第14条の2の規定により排水管理責任者を選任(変更)しましたので、次のとおり届け出ます。

事業場の所在地		
事業場の名称		
排水管理責任者	ふりがな	
	氏名	
	資格 〔該当の事項の番号を○で囲むこと。〕	1 公害防止管理者(水質関係) 2 公害防止主任管理者 3 講習課程修了者

注意

- 1 この届書は、本人又はその代理人が記入すること。
- 2 資格を証する書類の写しを添付すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の神戸市下水道条例施行規則（以下「旧規則」という。）に定める様式に従い提出されている申請書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）は、この規則による改正後の神戸市下水道条例施行規則（以下「新規則」という。）に定める様式に従い提出されている申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する旧規則の様式による申請書等の様式は、新規則による申請書等の様式とみなして、当分の間、なお使用することができる。

神戸市立水産体験学習館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月27日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第13号

神戸市立水産体験学習館条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立水産体験学習館条例施行規則（平成10年3月規則第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	<p style="text-align: center;"><u>（届出事項）</u></p> <p><u>第2条 条例第6条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>（1）入場料、受講料その他の対価を収受する場合における当該金額</u></p> <p><u>（2）入場券、受講券その他の施設（条例第4条第4号の施設を除く。以下同じ。）の使用（条例第4条第2号及び第3号に掲げる施設にあつては、独占使用をいう。以下同じ。）に必要な券類を発行する場合にお</u></p>

ける当該発行枚数

(3) 催物その他の施設の使用により
行おうとする事業の内容

(附属設備の使用料)

第3条 条例別表第2号に規定する規則で定める額は、別表に掲げる額とする。

(使用料の後納)

第4条 条例第11条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。

(1) 条例別表第1号ア及びイの表に規定する時間超過使用料を納付するとき。

(2) 国、地方公共団体その他公共団体が公益上の目的で施設又はその附属設備（以下「施設等」という。）の使用をするとき。

(3) 条例第22条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）がやむを得ないと認めるとき。

(使用料の減免)

第5条 条例第12条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、使用料を減

額し、又は免除する。

(1) 市又は指定管理者が神戸市立水産体験学習館（以下「学習館」という。）の事業として使用をするとき。 免除

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校又は特別支援学校（これらに準ずる学校を含む。）の児童又は生徒が教育上の目的のために教職員に引率されて使用をするとき。 免除

(3) 学校教育法第1条に規定する小学校、中学校又は特別支援学校（これらに準ずる学校を含む。）の教職員が教育上の目的のために児童又は生徒を引率して使用をするとき。 免除

(4) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特定疾患医療受給者証、先天性血液凝固因子障害医療受給者証又は小児慢性特定疾患承認書の交付を受けている者が使用をするとき。 免除

(5) 身体障害者手帳（当該身体障害者手帳に記載された身体障害者等級表による級別が1級又は2級のものに限る。）、精神障害者保健福

祉手帳（当該精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が1級のものに限る。）又は療育手帳の交付を受けている者の介護人がこれらの者ととも使用をするとき。

免除

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。指定管理者がその都度定める額の減額又は免除

（使用料の返還）

第6条 条例第13条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

(1) その責めに帰することのできない理由により施設等の使用をすることができなくなったとき。全額

(2) 条例第1条の目的のための施設等の使用に係る条例第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用をしようとする日（引き続き2日以上使用をしようとするときは、その最初の日をいう。以下同じ。）の6月前の日（当該期日が第8条に規定する休館日

に当たるときは、休館日の前日)までに指定管理者に申し出て、使用の許可の取消しを受けたとき。

全額

(3) 条例第1条の目的以外の目的のための施設等の使用に係る使用者が使用をしようとする日の1月前の日(当該期日が第8条に規定する休館日に当たるときは、休館日の前日)までに指定管理者に申し出て、使用の許可の取消しを受けたとき。 全額

(4) 条例第1条の目的のための施設等の使用に係る使用者が使用をしようとする日の3月前の日(当該期日が第8条に規定する休館日に当たるときは、休館日の前日)までに指定管理者に申し出て、使用の許可の取消しを受けたとき。 半額

(5) 条例第1条の目的以外の目的のための施設等の使用に係る使用者が使用をしようとする日の14日前の日(当該期日が第8条に規定する休館日に当たるときは、休館日の前日)までに指定管理者に申し出て、使用の許可の取消しを受けたとき。 半額

(6) 条例第16条第2項の規定による
処分により施設等の使用をすること
ができなくなったとき。 指定
管理者がその都度定める額

(7) 前各号に掲げるもののほか、指
定管理者が返還すべき正当な理由
があると認めるとき。 指定管理
者がその都度定める額

第2条～第4条 [略]

附 則

1 [略]

(指定管理者不在等期間における学
習館の管理に関する業務)

2 市長が指定管理者の指定を取り消
し、指定管理者が解散し、その他指定
管理者がいなくなった場合又は市長
が指定管理者の業務の停止を命じた
場合は、その時からその直後に指定
管理者を指定し、又は当該停止の期
間が終了する時までの間における第
2条第2項並びに第3条第1項第3
号、第2項及び第3項の規定の適用
については、これらの規定中「指定管
理者」とあるのは「市長」とする。

第7条～第9条 [略]

附 則

1 [略]

(指定管理者不在等期間における学
習館の管理に関する業務)

2 市長が指定管理者の指定を取り消
し、指定管理者が解散し、その他指定
管理者がいなくなった場合又は市長
が指定管理者の業務の停止を命じた
場合は、その時からその直後に指定
管理者を指定し、又は当該停止の期
間が終了する時までの間(以下「指定
管理者不在等期間」という。)におけ
る第4条第3号、第5条第1号及び
第5号、第6条第2号から第7号ま
で、第7条第2項並びに第8条第1
項第3号、第2項及び第3項の規定
の適用については、第4条第3号中
「条例第22条第1項に規定する指定
管理者(以下単に「指定管理者」とい

う。)」とあるのは「市長」と、第5条第1号及び第5号、第6条第2号から第7号まで、第7条第2項並びに第8条第1項第3号、第2項及び第3項の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

3 指定管理者不在等期間における学習館の使用については、神戸市立水産体験学習館条例施行規則の一部を改正する規則（平成17年3月規則第63号）による改正前の神戸市立水産体験学習館条例施行規則第2条、第3条、第5条、第7条第3号、第8条第1項第6号及び同条第2項、第9条、第12条第2項及び第13条並びに様式第1号から様式第8号までの規定の例による。

別表（第3条関係）

附属設備の名称		単 位	使用 料 (単 位 円)
施 設	種類又は品名		
研 修 室 1	オーバーヘッドプロジェクター（スクリーンを含む。）	1 台	300
	コンパクトディスクプレーヤー	1 台	300

	36 型モニターテレビ	1 台	300
	タイピン型ワイヤレス マイク	1 台	200
	ダブルカセットデッキ	1 台	200
	ビデオデッキ	1 台	200
	ダイナミックマイク	1 台	100
展 示 学 習 室	20 型モニターテレビ	1 台	200
	ビデオデッキ	1 台	200
	展示用パネル	1 台	100

備考 使用の回数については、条例別
表第1号アの表に規定する使用時間
の区分に従い、同表の午前又は午後
の使用をもって1回の使用と、同表
の終日の使用をもって2回の使用と
する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月27日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第14号

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成18年3月規則第104号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(海外派遣手当)	(海外派遣手当)
第9条 [略]	第9条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
<u>4 条例第39条第1項、第2項第3号及び第3項に規定する規則で定める換算率は外務省令で定める換算率とする。</u>	
<u>5</u> [略]	<u>4</u> [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則及び神戸市開発事業の
 手続及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月30日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第15号

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則及び神戸市開発事業の
 手続及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則の一部改正)

第1条 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則(平成6年3月規則
 第107号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及
 び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線
 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)
 については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改
 正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章、第1章の2 [略]	第1章、第1章の2 [略]
第2章 ワンルームマンション及び 特定共同住宅に係る指導	第2章 ワンルームマンション及び 特定共同住宅に係る指導
第1節 [略]	第1節 [略]
第2節 駐車施設の確保に関する 基準(第4条 <u>—</u> 第5条の2)	第2節 駐車施設の確保に関する 基準(第4条・ <u>第5条</u>)
第3章～第7章 [略]	第3章～第7章 [略]
附則	附則

(確認申請等に係る届出等)

第2条の2 [略]

2 条例第5条の2第1項の規定による届出は、次表の(あ)欄に掲げる確認申請等の種類及び同表の(い)欄に掲げる工作物の種類に応じ、同表の(う)欄に掲げる図書を添付した様式第1号による事前届出書を提出して行わなければならない。

(確認申請等に係る届出等)

第2条の2 [略]

2 条例第5条の2第1項の規定により確認申請等をしようとする建築主(次項及び第4項の建築主を除く。)は、様式第1号による事前届出書に、次に掲げる図書(当該確認申請等が建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第6条第1項第4号に規定する建築物に係るものであるときは、第2号に掲げる図書を除く。)(2部)を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。)第1条の3第1項の表1の(い)項に規定する図書(床面積求積図を除く。)
- (2) 施行規則第1条の3第1項の表1の(ろ)項に規定する図書(地盤面算定表を除く。)

号	(あ)	(い)	(う)
	確認申請等の種類	工作物の種類	図書
(1)	次号及び第3号を除く確認申請等	法第6条第1項第4号に規定する建	建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第

		<p>建築物</p> <p>40号。以下「省令」という。)第1条の3第1項の表1の(い)項に規定する図書(床面積求積図を除く。)</p>
		<p>上記以外の建築物</p> <p>省令第1条の3第1項の表1の(い)項に規定する図書(床面積求積図を除く。)</p> <p>省令第1条の3第1項の表1の(ろ)項に規定する図書(地盤面算定表を除く。)</p>
(2)	法第88条第1項において	<p>令第138条第2項</p> <p>省令第2条の2第1項</p>

<p>て準用する 法第6条第 1項若しく は第6条の 2第1項の 規定による 確認の申請 又は法第88 条第1項に おいて準用 する法第18 条第2項の 規定による 通知</p>	<p>第1号に 規定する 工作物 上記以外 の工作物</p>	<p>の表の各階 平面図の項 に規定する 各階平面図 省令第3条 第1項の表 1の各項に 規定する図 書（構造詳 細図及び構 造計算書を 除く。）</p>
<p>(3) 法第88条第 2項におい て準用する 法第6条第 1項若しく は第6条の 2第1項の 規定による 確認の申請 又は法第88 条第2項に おいて準用 する法第18 条第2項の</p>		<p>省令第3条 第2項の表 の各項に規 定する図書</p>

規定による 通知		
-------------	--	--

3 条例第5条の2第1項の規定により確認申請等（法第88条第1項において準用する法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第88条第1項において準用する法第18条第2項の規定による通知に限る。）をしようとする建築主は、様式第1号による事前届出書に、次の各号に掲げる工作物の種類に応じ当該各号に定める図書（2部）を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第2項第1号に規定する工作物 施行規則第2条の2第1項の表の各階平面図の項に規定する各階平面図

(2) 前号に掲げる工作物以外の工作物 施行規則第3条第1項の表1の各項に規定する図書（構造詳細図及び構造計算書を除く。）

4 条例第5条の2第1項の規定により確認申請等（法第88条第2項において準用する法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第88条第2項におい

3 条例第5条の2第2項に規定する規則で定める日は、次の各号に掲げる建築物又は工作物の種類に応じ当該各号に定める日とする。

(1) 条例第2条第5項の表の左欄に掲げる対象区域の区分に応じ同表の右欄に掲げる対象建築物（以下「中高層建築物」という。）又はワンルームマンション 30日前

(2) [略]

4 [略]

（変更等の届出）

第2条の3 条例第5条の3第1項に規定する規則で定める変更は、法第6条第1項（法第87条第1項又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の軽微な変更（省令第3条の2第1項第1号、第2号及び第7号に掲げるものに限る。）その他健全で快適な住環境等の

て準用する法第18条第2項の規定による通知に限る。）をしようとする建築主は、様式第1号による事前届出書に、施行規則第3条第2項の表の各項に規定する図書（2部）を添えて市長に提出しなければならない。

5 条例第5条の2第2項に規定する規則で定める日は、次の各号に掲げる建築物又は工作物の種類に応じ当該各号に定める日とする。

(1) 指定建築物（条例第2条第5項の表の左欄に掲げる対象区域の区分に応じ同表の右欄に掲げる対象建築物（以下「中高層建築物」という。）又はワンルームマンションに限る。第8条第5項第1号において同じ。） 30日前

(2) [略]

6 [略]

（変更等の届出）

第2条の3 条例第5条の3第1項に規定する規則で定める変更は、法第6条第1項（法第87条第1項又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の軽微な変更（施行規則第3条の2第1項第1号、第2号及び第7号に掲げるものに限る。）その他健全で快適な住環境

保全及び育成を図る上で支障がないと市長が認める変更とする。

- 2 条例第5条の3第1項の規定による変更の届出は、当該変更に係る部分を記載した前条第2項に規定する図書を添付した様式第1号による変更届出書を提出して行わなければならない。

- 3 条例第5条の3第1項の規定による廃止の届出は、様式第1号の2による廃止届出書を提出して行わなければならない。

(建築及び管理の基準)

第3条 条例第9条第2項に規定する規則で定める基準で建築に係るものは、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

- (4) 住戸の数が30戸以上の場合は、管理業務を行うための建築物の部分を設けること。

等の保全及び育成を図る上で支障がないと市長が認める変更とする。

- 2 条例第5条の3第1項の規定により、届出に係る事項の変更をしようとする建築主は様式第1号による変更届出書に、当該変更に係る部分を記載した前条第2項から第4項までに規定する図書(2部)を添えて、届出に係る事項の廃止をしようとする建築主は様式第1号の2による廃止届出書を市長に提出しなければならない。

(基準)

第3条 条例第9条第2項に規定する規則で定める基準で建築に係るものは、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

- (4) 管理人室(居住者等への対応その他の管理業務を行うために必要なカウンター及び窓その他の開口部(これらと同等の機能を有するものを含む。)を備えた建築物の部分をいう。以下同じ。)を設けること。

(5) [略]

2 条例第9条第2項に規定する規則で定める基準で管理に係るものは、次のとおりとする。

(1) 管理人を配置すること又は次に掲げるいずれかの措置を講ずること。

ア 所有者又は管理者が当該ワンルームマンションに居住し、又は当該ワンルームマンションの近隣に居住し、かつ、直接に管理を行うこと

イ 管理会社に委託すること等により、適切な管理を行うこと

(2) 玄関その他の外部から見やすい場所に、管理を行う者の氏名、住所

(5) [略]

2 条例第9条第2項に規定する規則で定める基準で管理に係るものは、次のとおりとする。

(1) 管理人を配置すること。ただし、30戸未満のワンルームマンションにおいてワンルームマンションの所有者又は管理者が必要に応じ管理員を派遣できるとき、30戸未満のワンルームマンションにおいてワンルームマンションの所有者又は管理者が当該ワンルームマンションに居住し、又は当該ワンルームマンションの近隣に居住し、かつ、直接に当該ワンルームマンションの管理を行うことができるときその他市長が確実に管理業務を行うことができると認めるときは、この限りでない。

(2) 玄関その他の外部から見やすい場所に、次に掲げる事項を記載し

(法人にあっては名称、事務所の所在地)及び電話番号その他の連絡先を記載した表示板を設置すること。

(3) 次に掲げる事項を定めた規則を制定すること。

ア [略]

イ 自動車及び自転車その他の二輪車の路上駐車の禁止

ウ、エ [略]

(自動車の基準)

第4条 条例第9条第4項に規定する規則で定める基準で自動車に係るもの(以下「自動車の基準」という。)は、次の表の(あ)欄及び(い)欄に掲げる用途地域及び住戸の数の区分に応じ、同表(う)欄に掲げる整備率を当該建築物の住戸の数に乗じて得た数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入して得た数とする。)の駐車施設を当該建築物の敷

た表示板を設置すること。

ア 管理人の氏名及び駐在時間

イ 管理人又は管理会社の電話番号

ウ 管理人が不在である場合におけるその業務を代行することができる者の氏名、住所及び電話番号

(3) 次に掲げる事項を定めた規則を制定すること。

ア [略]

イ 自動車及び自転車の路上駐車の禁止

ウ、エ [略]

(基準)

第4条 条例第9条第4項に規定する規則で定める基準で自動車に係るもの(以下「自動車の基準」という。)は、次の表のとおりとする。

地内に確保することとする。

(あ)	(い)	(う)
用途地域	住戸の数の区分	整備率
第1種低層住居 専用地域	10戸以上 30戸未満	100分の25
第2種低層住居 専用地域	30戸以上	100分の45
第1種中高層住 居専用地域		
第2種中高層住 居専用地域		
第1種住居地域	10戸以上	100分の15
第2種住居地域	30戸未満	
準住居地域	30戸以上	100分の30
準工業地域		
工業地域		
近隣商業地域	10戸以上	100分の5
商業地域	30戸未満	
	30戸以上	100分の15

用途地域	住戸（18平方メートル未満の管理室を除く。以下同じ。）の数	整備率（駐車施設の当該建築物の住戸の数に対する割合をいう。）
第1種低層住居 専用地域	10戸以上 30戸未満	100分の25 以上
第2種低層住居 専用地域	30戸以上 70戸未満	100分の45 以上
第1種中高層住 居専用地域	70戸以上	100分の65 以上
第2種中高層住 居専用地域		
第1種住居地域	10戸以上	100分の15
第2種住居地域	30戸未満	以上
準住居地域	30戸以上	100分の30
準工業地域	70戸未満	以上
工業地域	70戸以上	100分の45 以上
近隣商業地域	10戸以上	100分の5
商業地域	30戸未満	以上
	30戸以上	100分の15
	70戸未満	以上
	70戸以上	100分の25

以上

2 前項の規定にかかわらず、住戸専用面積が40平方メートル未満の住戸については、同項に規定する整備率に3分の1を乗じた率を同項の整備率とする。

3 [略]

4 条例の施行の際現に存するワンルームマンション又は特定共同住宅（以下「ワンルームマンション等」という。）について、住戸の数の増を伴う変更をする場合の自動車の基準は、第1項の規定にかかわらず、当該変更後の住戸の数から当該変更前の住戸の数を減じて得た住戸の数（以下「増戸数」という。）に対応する第1項の表の（い）欄に掲げる住戸の数の区分に応じ、同表（う）欄に掲げる整備率に当該増戸数を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入して得た数とし、以下「増戸数分の駐車施設数」という。）の駐車施設を新たに当該建築物の敷地内に確保することとする。この場合において、増戸数分の駐車施設数に当該変更前の駐車施設の数を加えて得た数が当該変更後の住戸の数に対応する第1項の表の（い）欄に掲げ

2 前項の規定にかかわらず、住戸専用面積が30平方メートル未満の住戸については、同項に規定する整備率に3分の1を乗じた率を同項の整備率とする。

3 [略]

4 ワンルームマンション又は特定共同住宅（以下「ワンルームマンション等」という。）の増築又は改築（以下「増改築」という。）をする場合の自動車の基準は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数以上の数の駐車施設を設けることとする。この場合において、当該各号に定める基準により算出して得た数に当該増改築前の駐車施設の数を加えて得た数が当該増改築後の住戸の数に対応する整備率を当該増改築後の住戸の数に乗じて得た数（以下「増改築後の要駐車施設数」という。）を上回るときは、当該増改築後の要駐車施設数から当該増改築前の駐車施設の数を減じて得た数に相当する駐車施設の数（当該駐車施設の数が0を下回る場合には、0とする。）以上の数の駐車施設を設けることを自動車の基準と

る住戸の数の区分に応じ、同表（う）欄に掲げる整備率を当該変更後の住戸の数に乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入して得た数とし、以下「変更後の要駐車施設数」という。）を上回るときは、当該変更後の要駐車施設数から当該変更前の駐車施設の数を減じて得た数（0を下回る場合には、0とする。）の駐車施設を新たに当該建築物の敷地内に確保することを自動車の基準とする。

する。

(1) 条例の施行の際現に存するワンルームマンション等について増改築をする場合 当該増改築後の住戸の数から当該増改築前の住戸の数を減じて得た住戸の数（以下「増戸数」という。）に対応する整備率に当該増戸数を乗じて得た駐車施設の数

(2) 前号に規定するワンルームマンション等以外のワンルームマンション等について増改築をする場合
アに掲げる数からイに掲げる数を減じて得た駐車施設の数
ア 当該増改築後の要駐車施設数
イ 当該増改築前の住戸の数に対応する整備率に、当該増改築前

の住戸の数を乗じて得た駐車施設の数

5 前4項の規定により確保する駐車施設は、駐車のために供する部分の規格が1台につき幅が2.3メートル以上及び奥行きが5.0メートル以上とし、かつ、自動車が安全に出入りすることができるものとする。ただし、特殊の装置を用いる駐車施設で自動車が安全に出入りすることができることと市長が認めるものについては、この限りでない。

6 居住者への配達、居住者の送迎その他居住者に対する役務を提供する者又は来客の利用に供するための駐車施設（駐車のために供する部分の規格が1台につき幅が2.3メートル以上及び奥行きが5.0メートル以上であるものに限る。以下「サービス用駐車場」という。）を当該建築物の敷地内に確保するときは、第1項から第4項までの規定による基準の数より2を減ずることができるものとする。

7 前項の規定により確保するサービス用駐車場は、外部から利用しやすい位置に確保するとともに、サービス用駐車場である旨の表示をしなけ

ればならない。

5 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、同項の規定は、適用しない。

(1) 次のいずれかに該当する場合であつて、当該建築物の敷地からおおむね350メートル以内の場所に第1項の基準以上の駐車施設を設けるとき。

ア 当該建築物の構造又はその敷地の状況により市長がやむを得ないと認める場合

イ 当該建築物の敷地に駐車施設を設けないことが地域のまちづくり又は都市景観の形成に資すると市長が認める場合

(2) 建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で2以上のものが一団地を形成している場合において、当該一団地内に1又は2以上の構えを成す建築物を総合的設計によつて建築するとき。

(3) ワンルームマンション等を建築する場合において、その利用形態及び管理形態からみて第1項の基準によりがたいと市長が認めるとき。

6 既存建築物の敷地内にある駐車施

設について、その利用実態からみて第1項の基準によりがたく、かつ近隣の住環境の維持に支障がないと市長が認める場合は、市長が定める期間において、同項の基準を緩和して適用することができる。

8 第1項及び第4項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、自動車の駐車施設を当該建築物の敷地からおおむね350メートル以内の場所に確保することができるものとする。

(1) 当該建築物の構造又はその敷地の状況により市長がやむを得ないと認める場合

(2) 当該建築物の敷地に駐車施設を設けないことが地域のまちづくり又は都市景観の形成に資すると市長が認める場合

9 次の各号に掲げる場合は、第1項から第4項までの基準を緩和して適用することができる。

(1) 当該建築物の利用形態及び管理形態からみて第1項から第4項までの基準によりがたいと市長が認めるとき。

(2) 建築物の敷地の過半が都心機能誘導地区に属する場合であって、

当該建築物に都心機能の活性化に資すると市長が認める用途に供する部分を設けるとき。ただし、サービス用駐車場を確保し、かつ近隣の住環境の維持に支障がないと市長が認める場合に限る。

(3) 既存建築物の駐車施設について、その利用実態からみて第1項から第4項までの基準によりがたく、かつ近隣の住環境の維持に支障がないと市長が認めるとき。

10 建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で2以上のものが一団地を形成している場合において、当該一団地内に1又は2以上の構えを成す建築物を総合的設計によって建築するときは、第1項から第4項までの規定は、適用しない。

7 条例第9条第4項に規定する規則で定める基準で自転車に係るもの（以下「自転車の基準」という。）は、当該建築物の住戸の数（第2項に規定する住戸にあつては、住戸の数の10分の6）以上の数の駐車施設を設けることとする。

8 ワンルームマンション等の増改築をする場合の自転車の基準は、前項の規定にかかわらず、増戸数（第2項

に規定する住戸にあっては、増戸数の10分の6。以下この項において同じ。)以上の数の駐車施設を設けることとする。この場合において、増戸数に当該増改築前の駐車施設の数を加えて得た数が当該増改築後の住戸の数(第2項に規定する住戸にあっては、当該増改築後の住戸の数の10分の6。以下この項において同じ。)を上回るときは、当該増改築後の住戸の数から当該増改築前の駐車施設の数を減じて得た数に相当する駐車施設の数(当該駐車施設の数が0を下回る場合には、0とする。)以上の数の駐車施設を設けることを自転車の基準とする。

9 条例第9条第4項に規定する規則で定める基準で二輪車(自転車を除く。次条第3項において同じ。)に係るもの(以下「二輪車の基準」という。)は、当該建築物の住戸の数の10分の1以上の数の駐車施設を設けることとする。ただし、敷地の状況により市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

10 ワンルームマンション等の増改築をする場合の二輪車の基準は、前項の規定にかかわらず、増戸数の10分

の1以上の数の駐車施設を設けることとする。この場合において、増戸数の10分の1に当該増改築前の駐車施設の数を加えて得た数が当該増改築後の住戸の数の10分の1を上回るときは、当該増改築後の住戸の数の10分の1から当該増改築前の駐車施設の数減じて得た数に相当する駐車施設の数（当該駐車施設の数0を下回る場合には、0とする。）以上の数の駐車施設を設けることを二輪車の基準とする。

11 前2項に規定する基準を超えて整備する場合においては、基準を超えて整備した駐車施設の数第7項又は第8項の規定による基準の数より減ずることができる。

12 第5項(第1号を除く。)の規定は、自転車の基準及び二輪車の基準について準用する。

(二輪車の基準)

第5条 条例第9条第4項に規定する規則で定める基準で二輪車に係るもの(以下「二輪車の基準」という。)は、当該建築物の住戸の数(住戸専用面積が40平方メートル未満の住戸にあっては、住戸の数の10分の6を乗じて得た数。小数点以下の端数があ

るときは、これを四捨五入して得た数とする。)と同じ数の駐車施設を当該建築物の敷地内に確保することとする。ただし、敷地の状況により市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

2 条例の施行の際現に存するワンル

ームマンション等について、住戸の数の増を伴う変更をする場合の二輪車の基準は、前項の規定にかかわらず、増戸数(住戸専用面積が40平方メートル未満の住戸にあっては、増戸数に10分の6を乗じて得た数。小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入して得た数とする。)と同じ数の駐車施設を当該建築物の敷地内に確保することとする。この場合において、当該増戸数に当該変更前の駐車施設の数を加えて得た数が当該変更後の住戸の数(住戸専用面積が40平方メートル未満の住戸にあっては、当該変更後の住戸の数に10分の6を乗じて得た数。小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入して得た数とする。)を上回るときは、当該変更後の住戸の数から当該変更前の駐車施設の数を減じて得た数(0を下回る場合には、0とする。)

の駐車施設を当該建築物の敷地内に確保することを二輪車の基準とする。

3 前2項の規定により確保する駐車施設の駐車のために供する部分の規格は次の各号に掲げるとおりとし、かつ、二輪車が安全に出入りすることができるものとする。

(1) 前2項の規定により確保する駐車施設の数に100分の15を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入して得た数とする。）の駐車施設 1台につき幅が1.0メートル以上及び奥行きが2.3メートル以上

(2) 前号以外の駐車施設 1台につき幅が0.5メートル以上及び奥行きが2.0メートル以上（特殊の装置を用いる駐車施設で二輪車が安全に出入りすることができる」と市長が認めるものについては、この限りでない。）

4 第1項の規定により確保する駐車施設で前項第2号に規定する規格の駐車施設（特殊の装置を用いる駐車施設を除き、原則として地上部分に確保するものに限る。）の数に20分の1を乗じて得た数（小数点以下の端

数があるときは、その端数を切り捨てた数とする。ただし、1を下回る場合において、第1項の規定により確保する駐車施設のすべてを特殊の装置を用いずに確保するときは、1とする。)を、前条第1項から第3項までの規定による基準の数より減じることができるものとする。

5 前条第9項(第2号を除く。)及び第10項の規定は、二輪車の基準について準用する。

第5条 条例第9条第4項に規定する規則で定める基準は、前条第1項から第3項までの規定により設ける自動車に係る駐車施設にあつては、駐車用の用に供する部分の規格を1台につき幅が2.3メートル以上及び奥行きが5メートル以上のものとし、かつ、自動車が安全に出入りすることができるものとする。

2 条例第9条第4項に規定する規則で定める基準は、前条第7項の規定により設ける自転車に係る駐車施設にあつては、駐車用の用に供する部分の面積を1台につき1平方メートル以上のものとする。

3 条例第9条第4項に規定する規則で定める基準は、前条第9項の規定

により設ける二輪車に係る駐車施設
にあつては、駐車のために供する部分
の規格を1台につき幅が0.8メート
ル以上及び奥行きが2.0メートル以
上（そのうちの10分の2以上の駐車
施設にあつては、幅が1.0メートル以
上及び奥行きが2.3メートル以上）の
ものとする。

4 前3項の規定は、特殊の装置を用
いる駐車施設で自動車又は自転車そ
の他の二輪車が安全に出入りするこ
とができると市長が認めるものにつ
いては、適用しない。

（駐車施設の数の算定の特例）

第5条の2 第4条第1項から第3項
まで及び前条第1項の規定による基
準を超えて駐車施設を確保するとき
の条例第9条第4項に規定する規則
で定める基準は、当該基準を超える
数を、次の表の（あ）欄に掲げる基準
を超える駐車施設の区分に応じそれ
ぞれ同表の（い）欄に掲げる換算率を
当該基準を超える数の全部又は一部
に乗じた数（小数点以下の端数があ
るときは、その端数を切り捨てた数
とする。）を同表の（う）欄に掲げる
駐車施設の数として算入することが
できるものとする。

(あ)	(い)	(う)
基準を超え る駐車施設 の区分	換算率	駐車施設
第4条第1 項から第3 項までの規 定により確 保する駐車 施設(特殊の	5	前条第1項の規 定により確保す る駐車施設で、 同条第3項第1 号に規定する規 格の駐車施設
装置を用い る駐車施設 を除く。)	10	前条第1項の規 定により確保す る駐車施設で、 同条第3項第2 号に規定する規 格の駐車施設
前条第1項 の規定によ り確保する 駐車施設で、	5分の 1	第4条第1項か ら第3項までの 規定により確保 する駐車施設
同条第3項 第1号に規 定する規格 の駐車施設	2	前条第1項の規 定により確保す る駐車施設で、 同条第3項第2 号に規定する規 格の駐車施設
前条第1項 の規定によ	10分の 1	第4条第1項か ら第3項までの

り確保する 駐車施設で、		規定により確保 する駐車施設
同条第3項 第2号に規 定する規格 の駐車施設 (特殊の装 置を用いる 駐車施設を 除く。)	2分の 1	前条第1項の規 定により確保す る駐車施設で、 同条第3項第1 号に規定する規 格の駐車施設

2 前項の規定の適用に当たって、自動車
の駐車施設として算入できる二
輪車の駐車施設の数、当該基準を
超える数のうち、当該建築物の住戸
の数（住戸専用面積が40平方メー
トル未満の住戸にあつては、住戸の
数に10分の4を乗じて得た数。小数点
以下の端数があるときは、これを四
捨五入して得た数とする。）と同じ数
を上限とする。また、前項の規定の適
用後の当該建築物の敷地内に確保す
る二輪車の駐車施設の数、当該建
築物の住戸の数に2分の1を乗じて
得た数（住戸専用面積が40平方メー
トル未満の住戸にあつては、住戸の
数に10分の3を乗じて得た数。小数
点以下の端数がある場合において
は、端数を四捨五入した数とする。）

を下回らないものとする。

3 前2項の規定は、条例の施行の際現に存するワンルームマンション等の住戸の数の増を伴う変更について準用する。この場合において、第1項中「第4条第1項から第3項まで」とあるのは「第4条第4項」と、「前条第1項」とあるのは「前条第2項」と読み替え、前項中「住戸の数」とあるのは「増戸数」と読み替える。

(説明)

第7条 条例第11条第1項に規定する規則で定める図書は、様式第2号による建築計画概要書、配置図、各面の立面図、日影図(日影の影響を受ける建築物の位置を明示したものに限る。)その他市長が特に必要があると認める図書とする。

2 [略]

(指定建築物の建築の届出)

第8条 [略]

2 条例第12条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる指定建築物の種類に応じ、当該各号に定める図書を添付した様式第4号による指定建築物建築届を提出して行わなければならない。

(説明)

第7条 条例第11条第1項に規定する規則で定める図書は、様式第2号による建築計画概要書、配置図、各面の立面図、日影図その他市長が特に必要があると認める図書とする。

2 [略]

(指定建築物の建築の届出)

第8条 [略]

2 条例第12条第1項の規定により指定建築物の建築をしようとする建築主は、様式第4号による指定建築物建築届正副2通に、次の各号に掲げる指定建築物の種類に応じ当該各号に定める図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 中高層建築物 付近見取図（方位、道路、目標となる地物等を明示したものに限る。以下同じ。）、配置図（縮尺、方位、寸法、敷地境界線、敷地（近隣敷地を含む。）内における各建築物の位置、用途及び構造並びに当該建築物の各部分の地盤の高さ、届出に係る建築物と他の建築物との別、駐車施設、擁壁その他の敷地の状況並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示したものに限る。）、各階平面図（屋根伏図を含み、縮尺、方位、寸法、間取り及び開口部を明示したものに限る。）、各面の立面図（縮尺及び方向を明示したものに限る。）、2面以上の断面図（縮尺、方向及び建築物に接した地盤面の状況を明示したものに限る。）、省令第1条の3第1項の表2の(29)項に規定する日影図、敷地の周囲の状況が分かる写真、条例第10条第1項に規定する標識の設置を証する写真、様式第3号による説明に関する報告書その他市長が特に必要があると認める図書

(1) 中高層建築物 付近見取図（方位、道路、目標となる地物等を明示したものに限る。以下同じ。）、配置図（縮尺、方位、寸法、敷地境界線、敷地（近隣敷地を含む。）内における各建築物の位置、用途及び構造並びに当該建築物の各部分の地盤の高さ、届出に係る建築物と他の建築物との別、駐車施設、擁壁その他の敷地の状況並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示したものに限る。）、各階平面図（屋根伏図を含み、縮尺、方位、寸法、間取り及び開口部を明示したものに限る。）、各面の立面図（縮尺及び方向を明示したものに限る。）、2面以上の断面図（縮尺、方向及び建築物に接した地盤面の状況を明示したものに限る。）、日影図（縮尺、方位、寸法、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、日影の影響を受ける建築物の位置、建築物の各部分の平均地盤面（当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいう。以下同じ。）からの高さ、第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域においては平均地

盤面から1.5メートルの、その他の地域においては平均地盤面から4メートルの高さの水平面（以下「測定面」という。）上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び10メートルの線並びに冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間における測定面に生じさせる30分ごとの各時刻の日影の形状及び測定面に生じさせる日影の等時間（条例第20条第1項の表に規定する法別表第4（に）欄の号に掲げる時間に限る。）日影線を明示したものに限る。）及び日影図の作成に伴うデータ表、敷地の周囲の状況が分かる写真、条例第10条第1項に規定する標識の設置を証する写真、様式第3号による説明に関する報告書その他市長が特に必要があると認める図書

(2) ワンルームマンション 前号に規定する図書（日影図を除く。）その他市長が特に必要があると認める図書

(3) 特定共同住宅 第1号に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、各面の立面図、2面以上の断面

(2) ワンルームマンション 前号に規定する図書（日影図及び日影図の作成に伴うデータ表を除く。）その他市長が特に必要があると認める図書

(3) 特定共同住宅 第1号に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、各面の立面図、2面以上の断面

図、敷地の周囲の状況が分かる写真その他市長が特に必要があると認める図書

3 前項第1号に掲げる建築物であつて法第56条の2の規定の適用がないものについては、同号の規定にかかわらず、同号に規定する図書のうち日影図の添付は要しない。

4 [略]

5 条例第12条第2項に規定する規則で定める日は、次の各号に掲げる指定建築物の種類に応じ当該各号に定める日とする。

(1) 指定建築物（中高層建築物又はワンルームマンションに限る。）
30日前

(2) [略]

6 条例第12条第3項の規定による届出は、当該変更に係る部分を記載した第2項各号に掲げる図書を添付し、かつ、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行わなければならない。

(1)、(2) [略]

(許可申請等)

第9条 条例第18条第1項ただし書、

図その他市長が特に必要があると認める図書

3 前項第1号に掲げる建築物であつて法第56条の2の規定の適用がないものについては、同号の規定にかかわらず、同号に規定する図書のうち日影図及び日影図の作成に伴うデータ表の添付は要しない。

4 [略]

5 条例第12条第2項に規定する規則で定める日は、次の各号に掲げる指定建築物の種類に応じ当該各号に定める日とする。

(1) 指定建築物 30日前

(2) [略]

6 条例第12条第3項の規定により届出に係る事項の変更をしようとする建築主は、次に掲げる事項を記載した書面（2通）に、当該変更に係る部分を記載した第2項各号に掲げる図書（2部）を添えて市長に提出しなければならない。

(1)、(2) [略]

(許可申請等)

第9条 条例第18条第1項ただし書、

条例第18条の5第1項ただし書若しくは第2項ただし書、条例第18条の6第1項ただし書、条例第19条の3、条例第19条の4第3項第3号から第5号まで、条例第19条の5第4項第3号、条例第22条第1項ただし書、条例第23条第4項、条例第24条第2項若しくは第3項第2号、条例第27条第6項又は条例第32条第1項の規定による許可を受けようとする者は、様式第5号による許可申請書に、それぞれ次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1)～(8) [略]

2 [略]

(認可申請等)

第10条 法第70条第1項又は法第76条の3第2項の規定による認可を受けようとする者は、様式第8号による建築協定認可(変更・廃止)申請書に、それぞれ次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1)～(8) [略]

2～3 [略]

4 法第74条の2第3項の規定による届出は、借地権が消滅したことを証する書類及び土地の位置を表示する

条例第18条の5第1項ただし書若しくは第2項ただし書、条例第18条の6第1項ただし書、条例第19条の3、条例第19条の4第3項第3号から第5号まで、条例第19条の5第4項第3号、条例第22条第1項ただし書、条例第23条第4項、条例第24条第2項若しくは第3項第2号、条例第27条第6項又は条例第32条第1項の規定により許可を受けようとする者は、様式第5号による許可申請書に、それぞれ次に掲げる図書(2部)を添えて市長に提出しなければならない。

(1)～(8) [略]

2 [略]

(認可申請等)

第10条 法第70条第1項又は法第76条の3第2項の規定により市長の認可を受けようとする者は、様式第8号による建築協定認可(変更・廃止)申請書に、それぞれ次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1)～(8) [略]

2～3 [略]

4 法第74条の2第3項の規定に基づき届出をしようとする者は、様式第11号による借地権消滅届に、借地権

図書を添付した様式第11号による借地権消滅届を提出して行わなければならない。

- 5 [略]
(建築等の届出等)

第10条の5 [略]

2 条例第35条の7第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める図書を添付した様式第12号による近隣住環境計画の区域内における行為の届出書を提出して行わなければならない。ただし、法第6条第1項第4号に規定する建築物に係る第1号の行為を行おうとする場合にあっては、省令第1条の3第1項の表1の(ろ)項に規定する図書の添付は要しない。

- (1) 条例第35条の7第1項第1号に掲げる行為（建築物に係るものに限る。）省令第1条の3第1項の表1の(い)項に規定する図書（床面積求積図を除く。）、同表の(ろ)項に規定する図書（地盤面算定表を除く。）及び省令別記第2号様式（第3面に限る。）の写し

(2) 条例第35条の7第1項第1号に

が消滅したことを証する書類及び土地の位置を表示する図書を添えて市長に提出しなければならない。

- 5 [略]
(建築等の届出等)

第10条の5 [略]

2 条例第35条の7第1項の規定により同項各号のいずれかに該当する行為を行おうとする者は、様式第12号による近隣住環境計画の区域内における行為の届出書に、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める図書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、法第6条第1項第4号に規定する建築物に係る第1号の行為を行おうとする者にあっては、施行規則第1条の3第1項の表1の(ろ)項に規定する図書の添付は要しない。

- (1) 条例第35条の7第1項第1号に掲げる行為（建築物に係るものに限る。）施行規則第1条の3第1項の表1の(い)項に規定する図書（床面積求積図を除く。）、同表の(ろ)項に規定する図書（地盤面算定表を除く。）及び施行規則別記第2号様式（第3面に限る。）の写し

(2) 条例第35条の7第1項第1号に

掲げる行為（建築物以外の工作物に係るものに限る。） 省令第3条第1項の表1の各項に規定する図書（構造詳細図及び構造計算書を除く。）

(3) 条例第35条の7第1項第2号に掲げる行為 省令第1条の3第1項の表1の(い)項に規定する図書（付近見取図に限る。）及び変更に係る設計図

(4) [略]

3 [略]

附 則

1、2 [略]

掲げる行為（建築物以外の工作物に係るものに限る。） 施行規則第3条第1項の表1の各項に規定する図書（構造詳細図及び構造計算書を除く。）

(3) 条例第35条の7第1項第2号に掲げる行為 施行規則第1条の3第1項の表1の(い)項に規定する図書（付近見取図に限る。）及び変更に係る設計図

(4) [略]

3 [略]

附 則

1、2 [略]

（阪神・淡路大震災に係る整備率の緩和）

3 阪神・淡路大震災により被災した建築物で第4条第1項に規定する基準に適合しないものを除却し、又は同項に規定する基準を満たしていない建築物が阪神・淡路大震災により滅失した後、住戸の数が従前の住戸の数を超えない建築物を新築しようとして平成14年1月16日までに当該工事に着手する場合における同項の表に規定する整備率については、同表の規定にかかわらず、同表に規定する整備率から同表に規定する整備

率に2分の1を乗じて得た率までの
範囲内において市長が定める率を当
該整備率とする。

4 阪神・淡路大震災により被災した
建築物で第4条第1項に規定する基
準に適合しないものについて、住戸
の数の増加を伴わない増築をし、又
は改築をする場合であり、かつ、平成
14年1月16日までに当該工事に着手
する場合における同条第5項第3号
の規定の適用については、同号中「同
表に規定する整備率」とあるのは、
「同表に規定する整備率に2分の1
を乗じて得た率」とする。

様式第1号の3、様式第2号、様式第3号及び様式第4号を次のように改める。

様式第1号の3（第6条関係）

建築計画のお知らせ		
建築物の敷地の所在及び地番	神戸市 区	
計画建築物	用途	
	住宅の戸数	戸（ファミリー 戸・ワンルーム 戸）
	工事の種別	
	構造	
	高さ	m
	階数	地上 階 地下 階
	敷地面積	m ²
	延べ面積	m ² （うち容積対象 m ² ）
工事着手予定日	年 月 日	
工事完了予定日	年 月 日	
標識設置日	年 月 日	
建築主	住所	
	氏名	
設計者	事務所名	
	氏名	
	所在地	
施工者	営業所名	
	氏名	
	所在地	
連絡先	名称	
	担当者	
	電話番号	
<p>この標識は、神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第10条第1項の規定に基づき設置したものです。</p> <p>この標識において、「ファミリー」とは住戸専用面積が30平方メートル以上の住戸を、「ワンルーム」とは住戸専用面積が30平方メートル未満の住戸をいいます。</p>		

- 備考
- 1 標識の大きさは、縦90センチメートル以上、横90センチメートル以上とすること。
 - 2 建築主等が法人にあっては、名称及び代表者名を記入すること。

様式第2号（第7条関係）

建築計画概要書						
建築物 の敷地	所在及び地番					
	用途地域					
計画 建築物	用途					
	住宅の戸数	戸（ファミリー 戸・ワンルーム 戸）				
	工事の種別					
	構造					
	高さ	m				
	階数	地上 階 地下 階				
	敷地面積	m ²				
	建築面積	m ²		建蔽率	%	
	延べ面積	m ²		容積率	%	
うち容積対象 m ²						
駐 車 施 設 (住宅用設置台数)	自動車	台	二輪車	大型(1.0m×2.3m)	台	
				小型(0.5m×2.0m)	台	
工事着手予定日	年 月 日					
工事完了予定日	年 月 日					
建築主	住 所					
	氏 名					
設計者	事 務 所 名					
	氏 名					
	所 在 地					
施工者	営 業 所 名					
	氏 名					
	所 在 地					
連絡先	名 称					
	担 当 者					
	電 話 番 号					
この概要書において、「ファミリー」とは住戸専用面積が30平方メートル以上の住戸を、「ワンルーム」とは住戸専用面積が30平方メートル未満の住戸をいいます。						

- 備考 1 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用すること。
 2 建築主等が法人にあっては、名称及び代表者名を記入すること。

様式第3号（第7条関係）

（第1面）

説明に関する報告書

年 月 日

神戸市長 宛

住所
報告者 氏名(法人にあつては、
名称及び代表者名)

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第11条第2項の規定により近隣の所有者等に対して行った説明に関する報告を次のとおり行います。

- 1 建築物の敷地の
所在及び地番

神戸市 区

- 2 実施日等

	実施日時		場所	説明の方法	説明者
(1)	年 月 日 ()	時 分から 時 分まで			
(2)	年 月 日 ()	時 分から 時 分まで			
(3)	年 月 日 ()	時 分から 時 分まで			

- 3 説明の状況

- (1) 説明の資料

項目	内容	近隣の所有者等 からの要望	要望への回答
ア 説明時に提示 した図書	<input type="checkbox"/> 建築計画概要書(様式第2号) <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 各面の立面図 <input type="checkbox"/> 日影図 <input type="checkbox"/> その他 ()		
イ 説明時に配付 した資料			

備考 説明時に提示した図書に✓をつけ、そのほかに明示した図書等がある場合は、その図書等の名称を()内に記入してください。

(第2面)

(2) 説明の概要

項目	内容	近隣の所有者等からの要望	要望への回答
ア	日照		
イ	プライバシー		
ウ	電波障害 (影響範囲の説明等)		
エ	ごみの処理		
オ	駐車施設 (自動車、自転車その他の二輪車)		
カ	設備機器等の騒音、振動その他これらの設置に伴う影響		
キ	建築物の利用形態及び管理形態		
ク	建築工事、既存の建物の除去工事等の施工について 〔作業時間、工事車両の通行の状況、騒音、振動等の防止策、工事の工程、近隣建物の保全等〕		
ケ	その他		

備考 次の図書等を添付してください。

- (1) 説明時に使用した図書等
- (2) 説明を行った近隣の所有者等の範囲を住宅地図等に表示したもの
- (3) 説明を行った近隣所有者等に対する説明状況がわかる資料

誓 約 書

年 月 日

住所
建築主 氏名(法人にあつては、
名称及び代表者名)

近隣の所有者等に対する説明についてはこの報告書のとおりですが、今後も誠意ある話し合いを実施していくことを誓います。

様式第4号（第8条関係）

指定建築物建築届

区名	※
----	---

神戸市長 宛		年 月 日			
住所 届出者 氏名(法人にあつては、 (建築主) 名称及び代表者) 電話番号					
神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。					
建築物の敷地	所在及び地番	神戸市 区			
	用途地域				
	指定容積率(%)	指定建蔽率(%)			
計画建築物	用途	工事の種別			
	住宅の戸数 (共同住宅・長屋)	全 体 増戸数	ファミリー ファミリー		
	構造	戸・ワンルーム 戸・ワンルーム			
		戸・計 戸・計	戸 戸		
		届出部分	届出以外の部分	合計(全体)	
	高さ	m	m	m	
	階数	地上 階 地下 階	地上 階 地下 階	地上 階 地下 階	
	敷地面積			m ²	
	建築面積	m ²	m ²	m ²	
	延べ面積	m ²	m ²	m ²	
うち容積対象	m ²	m ²	m ²		
駐車施設 (住戸を10戸以上有する 共同住宅又は長屋の場合)		住宅用設置数	基準の数	適用	
	自動車(2.3m×5.0m)	台	台		
	二輪車	大型(1.0m×2.3m)	台	台	
		小型(0.5m×2.0m)	台	台	
その他					
工事着手予定日	年 月 日				
工事完了予定日	年 月 日				
標識設置日	年 月 日				
代理者	事務所名	電話番号			
	氏名及び資格	()建築士()登録 第 号			
	所在地				
設計者	事務所名	電話番号			
	氏名及び資格	()建築士()登録 第 号			
	所在地				
施工者	営業所名				
	氏名	電話番号			
	所在地				
特記事項					
※	受付番号				
	受付年月日				
	通知年月日				

- 備考 1 この届書は、本人又はその代理人が記入するものです。
 2 ※の欄は、記入しないでください。
 3 この届書において「ファミリー」とは住戸専用面積が30㎡以上の住戸を、「ワンルーム」とは住戸専用面積が30㎡未満の住戸をいいます。

(神戸市開発事業の手續及び基準に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 神戸市開発事業の手續及び基準に関する条例施行規則(平成29年7月規則第8号)の一部を次のように改正する。

様式第6号を次のように改める。

様式第6号(第9条関係)

建築計画のお知らせ		
建築物の敷地の所在及び地番	神戸市 区	
計画建築物	用途	
	住宅の戸数	戸 (ファミリー 戸・ワンルーム 戸)
	工事の種別	
	構造	
	高さ	m
	階数	地上 階 地下 階
	敷地面積	m ²
	延べ面積	m ² (うち容積対象 m ²)
工事着手予定日	年 月 日	
工事完了予定日	年 月 日	
標識設置日	年 月 日	
建築主	住所	
	氏名	
設計者	事務所名	
	氏名	
	所在地	
施工者	営業所名	
	氏名	
	所在地	
連絡先	名称	
	担当者	
	電話番号	
<p>この標識は、神戸市開発事業の手續及び基準に関する条例第8条第1項の規定により設置したものです。 (開発承認日 年 月 日)</p> <p>この標識において、「ファミリー」とは住戸専用面積が30平方メートル以上の住戸を、「ワンルーム」とは住戸専用面積が30平方メートル未満の住戸をいいます。</p>		

備考 1 標識の大きさは、縦90センチメートル以上、横90センチメートル以上とすること。

2 建築主等が法人にあっては、名称及び代表者名を記入すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に設置しているこの規則による改正前の神戸市民の住環境をまもりそだてる条例施行規則様式第1号の3の様式による標識は、この規則による改正後の神戸市民の住環境をまもりそだてる条例施行規則様式第1号の3の様式による標識とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に設置しているこの規則による改正前の神戸市開発事業の手續及び基準に関する条例施行規則様式第6号の様式による標識は、この規則による改正後の神戸市開発事業の手續及び基準に関する条例施行規則様式第6号の様式による標識とみなす。

神戸市立老人福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月1日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第16号

神戸市立老人福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 神戸市立老人福祉施設条例施行規則（昭和38年12月規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（使用料）</p> <p>第4条 条例第8条第1項に規定する <u>厚生労働大臣が定める基準</u>の範囲内において規則で定める額は、月額生活費<u>46,634円</u>及び管理費22,100円並びに別表第2に掲げる入所者の事務費負担額の合計額とする。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">（事業計画書等）</p> <p>第6条 条例第11条第<u>2項</u>の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p style="text-align: center;">（使用料）</p> <p>第4条 条例第8条第1項に規定する <u>1人月額141,410円</u>の範囲内において規則で定める額は、月額生活費<u>44,810円</u>及び管理費22,100円並びに別表第2に掲げる入所者の事務費負担額の合計額とする。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">（事業計画書等）</p> <p>第6条 条例第11条第<u>3項</u>の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>

(5) 定款又は寄附行為及び <u>登記事項証明書</u> （法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）	(5) 定款又は寄附行為及び <u>法人登記簿の謄本</u> （法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
(6) [略]	(6) [略]

様式第1号中、「氏名」を「氏名[㊟]」に改める。

第2条 神戸市立老人福祉施設条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(施設の定員)</p> <p>第2条 養護老人ホーム及び軽費老人ホームの定員は、<u>別表</u>のとおりとする。</p>	<p>(施設の定員)</p> <p>第2条 養護老人ホーム及び軽費老人ホームの定員は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p><u>(使用料)</u></p> <p><u>第4条 条例第8条第1項に規定する厚生労働大臣が定める基準の範囲内において規則で定める額は、月額生活費46,634円及び管理費22,100円並びに別表第2に掲げる入所者の事務費負担額の合計額とする。</u></p> <p><u>2 条例第8条第1項に規定する冷房</u></p>

費、暖房費並びに電気及び水道の料金として規則で定める額は、冷房費及び暖房費にあつては2,070円（7月から9月まで及び11月から翌年3月までに限る。）とし、電気及び水道の料金にあつては居室に係る実費相当額とする。

（使用料の納付方法）

第5条 使用料は、入所の日から退所の日まで徴収する。

2 使用料は、毎月末日までに納付しなければならない。ただし、1月に満たない入所期間の使用料は、日割計算とし、市長の指定する期日までに納付するものとする。

第6条、第7条 [略]

別表第1（第2条関係）

種類	名称	定員
[略]	[略]	[略]
軽費老人ホーム	[略]	[略]
	神戸市立ケアハウス和光園	50名

別表第2（第4条関係）

入所者の対象収入額による階層区分		入所者の事務費負担額
階	対象収入額	

第4条、第5条 [略]

別表（第2条関係）

種類	名称	定員
[略]	[略]	[略]
軽費老人ホーム	[略]	[略]

層 区 分		
1	1,500,000円以下	10,000円
2	1,500,001円から 1,600,000円まで	13,000円
3	1,600,001円から 1,700,000円まで	16,000円
4	1,700,001円から 1,800,000円まで	19,000円
5	1,800,001円から 1,900,000円まで	22,000円
6	1,900,001円から 2,000,000円まで	25,000円
7	2,000,001円から 2,100,000円まで	30,000円
8	2,100,001円から 2,200,000円まで	35,000円
9	2,200,001円から 2,300,000円まで	40,000円
10	2,300,001円から 2,400,000円まで	45,000円
11	2,400,001円以上	49,300円

備考

- 1 この表において「対象収入額」とは、前年の収入額（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険

	<p><u>料、医療費等の必要経費の額を控除した額をいう。</u></p> <p><u>2 夫婦が同じ施設に入所する場合には、夫婦それぞれの対象収入額の合計額の2分の1の額を夫婦それぞれの対象収入額とみなし、その額が150万円以下のときは、この表に規定する入所者の事務費負担額からその30パーセントに相当する額を減額した額を夫婦それぞれの事務費負担額とする。</u></p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条及び附則第2項の規定は、令和6年10月1日から施行する。

(規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正)

- 2 神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則(令和3年3月規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)

規則名	条項又は 様式番号	規則名	条項又は 様式番号
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市宅地造成等規制法 施行規則（昭和37年3月規 則第81号）	[略]	神戸市宅地造成等規制法 施行規則（昭和37年3月規 則第81号）	[略]
		神戸市立老人福祉施設条 例施行規則（昭和38年12 月規則第59号）	様式第1 号

神戸市告示第344号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第 51 条第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 10 月 8 日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2815202334	くらしのおともに	兵庫県神戸市西区神出町紫合 74-5	一般社団法人ほぼちの	兵庫県神戸市西区神出町紫合 74-5	令和 6 年 4 月 1 日	居宅介護
2815202334	くらしのおともに	兵庫県神戸市西区神出町紫合 74-5	一般社団法人ほぼちの	兵庫県神戸市西区神出町紫合 74-5	令和 6 年 4 月 1 日	重度訪問介護
2815202334	くらしのおともに	兵庫県神戸市西区神出町紫合 74-5	一般社団法人ほぼちの	兵庫県神戸市西区神出町紫合 74-5	令和 6 年 4 月 1 日	行動援護
2810701561	けいぞく K O B E	兵庫県神戸市須磨区東落合 3 丁目 12-13 クイーンズコート東落合 C 棟 102 号	株式会社ケイゾク S & S	兵庫県三木市志染町中自由が丘二丁目 139 番地の 10	令和 6 年 4 月 1 日	行動援護
2815202342	訪問介護ステーションあお	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬 43-1 ブエナビスタ 106	株式会社ユーフォーム	兵庫県神戸市垂水区神陵台 2 丁目 3 番 6 号	令和 6 年 4 月 1 日	居宅介護

2815202342	訪問介護ステーション あお	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬 43-1 ブエナビスタ 106	株式会社ユーユーフォーム	兵庫県神戸市垂水区神陵台2丁目 3番6号	令和6年4月1日	重度訪問介護
2815102500	Helper base. ハノケア	兵庫県神戸市中央区中山手通一丁目15番7号502	合同会社hanocare	兵庫県神戸市中央区中山手通一丁目17番6号1004号	令和6年4月1日	居宅介護
2810802054	訪問介護 まにまに	兵庫県神戸市垂水区霞ヶ丘2-4-1霞ヶ丘マンション 106号	合同会社エムケーコーポレーション	兵庫県神戸市垂水区潮見が丘1-5-26	令和6年4月1日	居宅介護
2810802054	訪問介護 まにまに	兵庫県神戸市垂水区霞ヶ丘2-4-1霞ヶ丘マンション 106号	合同会社エムケーコーポレーション	兵庫県神戸市垂水区潮見が丘1-5-26	令和6年4月1日	重度訪問介護
2815102492	Viola	兵庫県神戸市中央区小野柄通6-1-9-311号	特定非営利活動法人T O P O	兵庫県神戸市中央区小野柄通6-1-9-311号	令和6年4月1日	居宅介護
2815102492	Viola	兵庫県神戸市中央区小野柄通6-1-9-311号	特定非営利活動法人T O P O	兵庫県神戸市中央区小野柄通6-1-9-311号	令和6年4月1日	行動援護
2815202359	I L S O L E	兵庫県神戸市西区南別府一丁目21番1号	I L S O L E株式会社	兵庫県神戸市西区南別府一丁目21番1号	令和6年4月1日	就労継続支援(A型)

2815202375	ハレルソラ 神戸西	兵庫県神戸 市西区玉津 町新方 551	医療法人社 団山緑会	兵庫県神戸 市西区岩岡 町岩岡 890 番地の6	令和6年4 月1日	生活介護
2815202375	ハレルソラ 神戸西	兵庫県神戸 市西区玉津 町新方 551	医療法人社 団山緑会	兵庫県神戸 市西区岩岡 町岩岡 890 番地の6	令和6年4 月1日	就労継続支 援（B型）
2810502019	freesia	兵庫県神戸 市兵庫区磯 之町1番 16号	一般社団法 人イノセン ト	兵庫県神戸 市兵庫区磯 之町1番16 号	令和6年4 月1日	就労継続支 援（A型）
2815101585	manaby 三宮 事業所	兵庫県神戸 市中央区八 幡通四丁目 2番9号 フラワーロ ードビル7 階 702号 室	株式会社H GC	兵庫県神戸 市中央区八 幡通三丁目 1番19号 日精ビル	令和6年4 月1日	就労定着支 援
2810101549	就労継続支 援B型 オ アシス	兵庫県神戸 市東灘区御 影中町3丁 目1-18 御 影師範ビル 2F	株式会社 Unity	兵庫県神戸 市須磨区須 磨浦通三丁 目2-23 GEMBASEINS UMA107号室	令和6年4 月1日	就労継続支 援（B型）
2815202367	ゆたかカレ ッジ 神戸 学園都市キ ャンパス	兵庫県神戸 市西区学園 西町4丁目 1 学園西カ レッジハイ ツ2-03A 号	株式会社コ ペル	東京都新宿 区新宿四丁 目1番6号 JR新宿ミ ライナタワ ー	令和6年4 月1日	自立訓練 （生活訓 練）
2810502027	COCOワ ークカレッ ジ 湊川	兵庫県神戸 市兵庫区荒 田町1丁目 19-3-5	株式会社シ ンクデザイ ン	兵庫県神戸 市中央区栄 町通5丁目 2-2-803 号	令和6年4 月1日	就労継続支 援（B型）

2810602264	神戸めだか	兵庫県神戸市 市長田区长楽町六丁目 2番29号 チャレンジビル3階	株式会社ス フィータ	兵庫県神戸市 市長田区长楽町六丁目 2番29号 チャレンジビル3階	令和6年4 月1日	就労継続支 援（B型）
2810201133	ビーダッシュ ユ	兵庫県神戸市 市灘区記田町2丁目1 番18号	合同会社空 と海	兵庫県神戸市 市灘区記田町二丁目1 番18号	令和6年4 月1日	就労継続支 援（B型）
2810600623	まちかどフ ァームKO BE	兵庫県神戸市 市長田区細田町6-1 -1	社会福祉法 人くすのき 会	兵庫県神戸市 市北区山田町藍那瀬戸 2-4	令和6年4 月1日	就労継続支 援（A型）
2810100731	オリンピア 住吉東	兵庫県神戸市 市東灘区住吉東町3丁 目7番2号	社会福祉法 人光朔会	兵庫県神戸市 市中央区生田町1-2 -32	令和6年4 月1日	生活介護
2820800205	グループホ ーム西舞子 音楽堂	兵庫県神戸市 市垂水区西舞子2-4- 1-3F	特定非営利 活動法人音 楽堂	兵庫県神戸市 市須磨区平田町一丁目 1-15	令和6年4 月1日	共同生活援 助
2810701611	移動支援 レプタ	兵庫県神戸市 市須磨区菊池町1丁目 2-5石津ビル4階	株式会社R UOLO	兵庫県神戸市 市須磨区菊池町一丁目 2番5号石津ビル4階	令和6年5 月1日	居宅介護
2810701611	移動支援 レプタ	兵庫県神戸市 市須磨区菊池町1丁目 2-5石津ビル4階	株式会社R UOLO	兵庫県神戸市 市須磨区菊池町一丁目 2番5号石津ビル4階	令和6年5 月1日	重度訪問介 護
2810101556	Akala	兵庫県神戸市 市東灘区御影塚町2丁 目20番20号向山ビル 3F	sentiment 合同会社	兵庫県神戸市 市東灘区甲南町3-3 -12-104	令和6年5 月1日	就労継続支 援（A型）

2820600233	グループホームあすか	兵庫県神戸市長田区丸山町2丁目2番11号	医療法人社団林山朝日診療所	兵庫県神戸市長田区林山町7番地の5	令和6年5月1日	共同生活援助
2810701629	彩葉	兵庫県神戸市須磨区大黒町2丁目2-23アドバンスコーポ1C	一般社団法人彩葉	兵庫県神戸市長田区水笠通一丁目4番2-1号	令和6年5月1日	就労継続支援（B型）
2810802062	Ulu	兵庫県神戸市垂水区舞子坂4丁目1-7舞子坂シティビル2階	株式会社Aiolite	兵庫県神戸市垂水区西舞子5丁目2-11	令和6年5月1日	就労継続支援（B型）
2815001363	LUX G AME	兵庫県神戸市中央区中町通2丁目2-17-2A	株式会社キャリアアップ	兵庫県神戸市北区山田町下谷上字奥谷2-5	令和6年5月1日	就労継続支援（B型）
2815102526	にじげん三宮	兵庫県神戸市中央区御幸通5-2-5御幸通ビル2F	株式会社ネクストD	徳島県徳島市一番町三丁目8番地	令和6年5月1日	就労継続支援（B型）
2815102518	L I N D A	兵庫県神戸市中央区相生町五丁目10番21号相生ビル207号	株式会社ハートフルサービス	大阪府吹田市江坂町一丁目1番19号	令和6年5月1日	就労継続支援（A型）
2810502035	R e : a l i z e	兵庫県神戸市兵庫区下沢通6丁目2番1-101号	有限会社桃蹊舎	兵庫県神戸市兵庫区下沢通八丁目1番21号	令和6年5月1日	自立訓練（生活訓練）

2810602280	らくらく介護 ありがとう	兵庫県神戸市長田区大塚町4丁目1-11-201	一般社団法人ありがとう	兵庫県加古川市平岡町中野212番地の5万葉ハイツ東加古川408号	令和6年6月1日	居宅介護
2810602280	らくらく介護 ありがとう	兵庫県神戸市長田区大塚町4丁目1-11-201	一般社団法人ありがとう	兵庫県加古川市平岡町中野212番地の5万葉ハイツ東加古川408号	令和6年6月1日	重度訪問介護
2815202383	Flow Lotus	兵庫県神戸市西区王塚台5-76-7	合同会社Flow	兵庫県神戸市垂水区多聞町868-1337	令和6年6月1日	居宅介護
2815202383	Flow Lotus	兵庫県神戸市西区王塚台5-76-7	合同会社Flow	兵庫県神戸市垂水区多聞町868-1337	令和6年6月1日	重度訪問介護
2810201158	らいずケアサービス	兵庫県神戸市灘区烏帽子町三丁目2-6、1階	合同会社健伸会	兵庫県神戸市灘区烏帽子町三丁目2-6、1階	令和6年6月1日	居宅介護
2810201158	らいずケアサービス	兵庫県神戸市灘区烏帽子町三丁目2-6、1階	合同会社健伸会	兵庫県神戸市灘区烏帽子町三丁目2-6、1階	令和6年6月1日	重度訪問介護
2810201158	らいずケアサービス	兵庫県神戸市灘区烏帽子町三丁目2-6、1階	合同会社健伸会	兵庫県神戸市灘区烏帽子町三丁目2-6、1階	令和6年6月1日	同行援護
2810601324	小谷ケアステーション	兵庫県神戸市長田区大橋町4丁目3-5-303	有限会社小谷ケアステーション	兵庫県神戸市長田区大橋町4丁目3-5-303	令和6年6月1日	同行援護

2820600241	共同生活援助あそみいしぐ	兵庫県神戸市長田区長田天神町2丁目7-19	株式会社アソビゴエ	兵庫県神戸市中央区中町通4丁目2番11号村上ビル3階	令和6年6月1日	共同生活援助
2815101080	バオバブ	兵庫県神戸市中央区北長狭通5丁目5番22号薔薇屋ビル201	株式会社バオバブ	兵庫県神戸市中央区北長狭通5丁目5-22 薔薇屋ビル201	令和6年6月1日	就労継続支援（B型）
2810801023	あすか	兵庫県神戸市垂水区宮本町3-13レイシエスタ3F	合同会社ロジェ	兵庫県神戸市垂水区宮本町3丁目13番地	令和6年6月1日	就労継続支援（B型）
2815001900	らいず	兵庫県神戸市北区広陵町6丁目174-1 ジョイントセンター東棟6・7号室	合同会社健伸会	兵庫県神戸市灘区烏帽子町三丁目2-6、1階	令和6年6月1日	生活介護
2815102534	ケアステーションなごみん	兵庫県神戸市中央区大日通二丁目4番9号	なごみん株式会社	兵庫県神戸市中央区大日通二丁目4番9号	令和6年7月1日	居宅介護
2815102534	ケアステーションなごみん	兵庫県神戸市中央区大日通二丁目4番9号	なごみん株式会社	兵庫県神戸市中央区大日通二丁目4番9号	令和6年7月1日	重度訪問介護
2815202417	いやしの風	兵庫県神戸市西区狩場台5-5-139	株式会社いやしの風	兵庫県神戸市西区狩場台五丁目5番地の139	令和6年7月1日	居宅介護
2815202417	いやしの風	兵庫県神戸市西区狩場台5-5-139	株式会社いやしの風	兵庫県神戸市西区狩場台五丁目5番地の139	令和6年7月1日	重度訪問介護

2815202417	いやしの風	兵庫県神戸市西区狩場台5-5-139	株式会社いやしの風	兵庫県神戸市西区狩場台五丁目5番地の139	令和6年7月1日	同行援護
2815202391	ケアステーション結び屋	兵庫県神戸市西区池上二丁目39-7グランメゾン池上II 202号室	株式会社結び屋	兵庫県神戸市西区池上二丁目26番地の35	令和6年7月1日	居宅介護
2815202391	ケアステーション結び屋	兵庫県神戸市西区池上二丁目39-7グランメゾン池上II 202号室	株式会社結び屋	兵庫県神戸市西区池上二丁目26番地の35	令和6年7月1日	重度訪問介護
2810501979	ケアステーションビゴップ	兵庫県神戸市兵庫区永沢町4丁目4番18号赤浦永沢ビル205号	合同会社Big Up	兵庫県神戸市垂水区霞ヶ丘六丁目8番25号	令和6年7月1日	行動援護
2810501979	ケアステーションビゴップ	兵庫県神戸市兵庫区永沢町4丁目4番18号赤浦永沢ビル205号	合同会社Big Up	兵庫県神戸市垂水区霞ヶ丘六丁目8番25号	令和6年7月1日	同行援護
2815202409	ヘルパーステーションちえりー	兵庫県神戸市西区玉津町今津169-1-507号	合同会社エスコートランナー	兵庫県神戸市西区玉津町今津169-1-507	令和6年7月1日	居宅介護
2815202409	ヘルパーステーションちえりー	兵庫県神戸市西区玉津町今津169-1-507号	合同会社エスコートランナー	兵庫県神戸市西区玉津町今津169-1-507	令和6年7月1日	重度訪問介護

2815001918	訪問介護ステーションパレット	兵庫県神戸市北区八多町中 1420 ラッキーコーポ 101 号室	合同会社グレースズ	兵庫県神戸市北区鹿の子台南町 4 丁目 16 番 4 号	令和 6 年 7 月 1 日	居宅介護
2815001918	訪問介護ステーションパレット	兵庫県神戸市北区八多町中 1420 ラッキーコーポ 101 号室	合同会社グレースズ	兵庫県神戸市北区鹿の子台南町 4 丁目 16 番 4 号	令和 6 年 7 月 1 日	重度訪問介護
2815001926	ユースタイルケア 神戸北センター	兵庫県神戸市北区上津台 3-5-20	合同会社福むすび	兵庫県神戸市北区上津台三丁目 5-20	令和 6 年 7 月 1 日	居宅介護
2815001926	ユースタイルケア 神戸北センター	兵庫県神戸市北区上津台 3-5-20	合同会社福むすび	兵庫県神戸市北区上津台三丁目 5-20	令和 6 年 7 月 1 日	重度訪問介護
2810600185	高齢者生活ケアステーションながた	兵庫県神戸市長田区大橋町 9 丁目 4-6	兵庫県高齢者生活協同組合	兵庫県神戸市長田区大橋町 9 丁目 4-6	令和 6 年 7 月 1 日	同行援護
2810502076	わいわいここん	兵庫県神戸市兵庫区中道通 2-2-11 天満ビル 1 F	一般社団法人ウォールナット	兵庫県神戸市兵庫区夢野町二丁目 3 番地	令和 6 年 7 月 1 日	就労継続支援 (B 型)
2820500094	しんわ神戸ホーム	兵庫県神戸市兵庫区湊川町 3 丁目 2 番 5 号フォーレストビル 3 階	一般社団法人福祉心話会	兵庫県西宮市甲子園六石町 5 番 29 号	令和 6 年 7 月 1 日	共同生活援助

2810502043	しんわ神戸 事業所	兵庫県神戸 市兵庫区湊 川町3丁目 2番5号フ ォーレスト ビル1階	一般社団法 人福祉心話 会	兵庫県西宮 市甲子園六 石町5番29 号	令和6年7 月1日	生活介護
2810602306	イロドリ	兵庫県神戸 市長田区細 田町一丁目 4番17号 リフュージ ュ細田Ⅱ	株式会社 PLAST	兵庫県神戸 市長田区腕 塚町四丁目 2番1号	令和6年7 月1日	生活介護
2815102351	リワークセ ンター三宮	兵庫県神戸 市中央区江 戸町104番 地江戸町 104-3階 305号室	株式会社 Rodina	広島県広島 市南区松原 町2番62 号 広島JP ビルディン グ7階	令和6年7 月1日	就労定着支 援
2815102120	テックエキ スパート三 宮オフィス	兵庫県神戸 市中央区御 幸通4丁目 2-15 三 宮米本ビル 1階	株式会社テ ックエキ スパート	大阪府高槻 市上田辺町 1番30号 上田辺ビル 5階	令和6年7 月1日	就労継続支 援（B型）
2810502068	おにぎり丸	兵庫県神戸 市兵庫区東 山町1丁目 1-10	合同会社村 上	兵庫県神戸 市兵庫区荒 田町四丁目 29番22- 1301号	令和6年7 月1日	就労継続支 援（B型）

神戸市告示第345号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者の指定をしたので、同法第51条の30第1項第1号の規定により告示する。

令和6年10月8日

神戸市長 久元喜造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2835200219	相談支援事業所1	兵庫県神戸市西区王塚台二丁目50番2号マンションロア305号	一般社団法人福の神	兵庫県神戸市西区王塚台二丁目50番2号マンションロア305号	令和6年7月1日	地域移行支援
2835200219	相談支援事業所1	兵庫県神戸市西区王塚台二丁目50番2号マンションロア305号	一般社団法人福の神	兵庫県神戸市西区王塚台二丁目50番2号マンションロア305号	令和6年7月1日	地域定着支援
2830100216	相談支援事業所 蒼暖の風	兵庫県神戸市東灘区本山中町三丁目8番22号パレ・プラス本山101号	合同会社蒼暖の風	兵庫県神戸市東灘区本山中町三丁目8番22号	令和6年7月1日	地域移行支援
2830100216	相談支援事業所 蒼暖の風	兵庫県神戸市東灘区本山中町三丁目8番22号パレ・プラス本山101号	合同会社蒼暖の風	兵庫県神戸市東灘区本山中町三丁目8番22号	令和6年7月1日	地域定着支援

神戸市告示第346号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者の指定をしたので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

令和6年10月8日

神戸市長 久元喜造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2830200164	相談支援事業所はれくら	兵庫県神戸市灘区城内通2丁目3-3 1-A	合同会社クラストリー	兵庫県神戸市東灘区御影三丁目6番8号	令和6年5月1日	計画相談支援
2835100179	相談支援事業所 link	兵庫県神戸市中央区坂口通5-2-3 TMハイツ101号	合同会社ロイヤルライフ	大阪府大阪市西成区松一丁目3番8号206号室	令和6年5月1日	計画相談支援
2835000239	障害福祉サービスの相談ができる事務所 らふいん	兵庫県神戸市北区唐櫃台2-23-8	株式会社おてだま	兵庫県神戸市北区唐櫃台二丁目19番14号	令和6年6月1日	計画相談支援
2835000221	かいてき支援センター	兵庫県神戸市北区南五葉1丁目3番17号	株式会社かいてき介護サービス	兵庫県神戸市北区南五葉1丁目3番17号	令和6年6月1日	計画相談支援
2835100187	N I N O障がい児・者相談支援センター神戸三宮	兵庫県神戸市中央区二宮町三丁目5番16号三宮パークハイム102号室	一般社団法人日本発達障がい支援基金	兵庫県神戸市中央区琴ノ緒町五丁目5番9号	令和6年7月1日	計画相談支援

2835200219	相談支援事業所 1	兵庫県神戸市西区王塚台二丁目50番2号マンションロア305号	一般社団法人福の神	兵庫県神戸市西区王塚台二丁目50番2号マンションロア305号	令和6年7月1日	計画相談支援
2830200172	相談支援事業所 おむすび	兵庫県神戸市灘区稗原町二丁目2-21 ミレフィールド六甲道3階西	合同会社はち	兵庫県神戸市灘区稗原町二丁目2-21 ミレフィールド六甲道3階西	令和6年7月1日	計画相談支援
2835000247	相談支援事業所 いごころ	兵庫県神戸市北区有野町唐櫃4311番地の1	合同会社レガラ	兵庫県神戸市北区有野町唐櫃4298番地の63	令和6年7月1日	計画相談支援
2830100216	相談支援事業所 蒼暖の凧	兵庫県神戸市東灘区本山中町三丁目8番22号パレ・プラス本山101号	合同会社蒼暖の凧	兵庫県神戸市東灘区本山中町三丁目8番22号	令和6年7月1日	計画相談支援
2835200227	相談支援事業所 つなぐ	兵庫県神戸市西区春日台3丁目1-7-204	特定非営利活動法人リハケア神戸	兵庫県神戸市西区宮下一丁目5番2号	令和6年7月1日	計画相談支援

神戸市告示第347号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和6年10月8日

神戸市長 久元喜造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	廃止年月日	サービス種類
2810601878	サルビア訪問介護ステーション	兵庫県神戸市長田区水笠通6丁目5番10号金本ビル1F	株式会社ポラリス	大阪府豊中市春日町1丁目3番3号	令和6年4月28日	居宅介護
2810601878	サルビア訪問介護ステーション	兵庫県神戸市長田区水笠通6丁目5番10号金本ビル1F	株式会社ポラリス	大阪府豊中市春日町1丁目3番3号	令和6年4月28日	重度訪問介護
2810801486	カンナサミット	兵庫県神戸市垂水区名谷町1011-1グリーンハイツ松本204号	株式会社甲斐総合企画	兵庫県神戸市垂水区名谷町1011-1-204	令和6年4月30日	居宅介護
2815101304	ワークステーションパピヨン	兵庫県神戸市中央区相生町5丁目10番21号相生ビル207号	株式会社LINDA	兵庫県神戸市中央区相生町5丁目10番21号	令和6年4月30日	就労継続支援（A型）

2810601472	Wel くれよん	兵庫県神戸市長田区若松町4丁目4番10号アスタクエスタ北棟3F	特定非営利活動法人知的障害児・者療育サポートセンター・くれよん	兵庫県神戸市長田区若松町4丁目4-1アスタクエスタ南棟503号	令和6年4月30日	生活介護
2810600854	With くれよん	兵庫県神戸市長田区若松町4丁目4番1号アスタクエスタ南棟	特定非営利活動法人知的障害児・者療育サポートセンター・くれよん	兵庫県神戸市長田区若松町4丁目4-1アスタクエスタ南棟503号	令和6年4月30日	就労継続支援（B型）
2810800884	障害福祉サービス事業所ハッピー	兵庫県神戸市垂水区坂上四丁目1番28号マンションミサ 102号室	ハッピー合同会社	兵庫県神戸市垂水区坂上3丁目2-23-404号	令和6年5月31日	居宅介護
2810800884	障害福祉サービス事業所ハッピー	兵庫県神戸市垂水区坂上四丁目1番28号マンションミサ 102号室	ハッピー合同会社	兵庫県神戸市垂水区坂上3丁目2-23-404号	令和6年5月31日	重度訪問介護
2810101515	ケアステーションハートフリー	兵庫県神戸市東灘区甲南町3丁目7-19 養老甲南ビル101号	一般社団法人社会福祉共役会	兵庫県芦屋市月若町7番19-202号	令和6年5月31日	居宅介護
2810101515	ケアステーションハートフリー	兵庫県神戸市東灘区甲南町3丁目7-19 養老甲南ビル101号	一般社団法人社会福祉共役会	兵庫県芦屋市月若町7番19-202号	令和6年5月31日	重度訪問介護

2810101515	ケアステーション ハートフリー	兵庫県神戸市東灘区甲南町3丁目7-19 養老甲南ビル101号	一般社団法人社会福祉共役会	兵庫県芦屋市月若町7番19-202号	令和6年5月31日	同行援護
2810601803	らくらく介護 笑楽	兵庫県神戸市長田区大塚町1丁目8-11 プレノ長田1F	一般社団法人朝月福祉会	兵庫県神戸市兵庫区湊川町10丁目26番8号	令和6年5月31日	居宅介護
2810601803	らくらく介護 笑楽	兵庫県神戸市長田区大塚町1丁目8-11 プレノ長田1F	一般社団法人朝月福祉会	兵庫県神戸市兵庫区湊川町10丁目26番8号	令和6年5月31日	重度訪問介護
2810700811	エナケアセンター	兵庫県神戸市須磨区神の谷一丁目1番79-504号	株式会社エナ5・3	兵庫県神戸市須磨区神の谷一丁目1番79-504号	令和6年5月19日	居宅介護
2810700811	エナケアセンター	兵庫県神戸市須磨区神の谷一丁目1番79-504号	株式会社エナ5・3	兵庫県神戸市須磨区神の谷一丁目1番79-504号	令和6年5月19日	重度訪問介護
2815001876	ハートフリー コンフォール	兵庫県神戸市北区筑紫が丘4丁目1-3 筑紫が丘店舗A区画	一般社団法人社会福祉共役会	兵庫県芦屋市月若町7番19-202号	令和6年5月31日	生活介護
2810801023	就労継続支援A型事業所 あすか	兵庫県神戸市垂水区宮本町3-13 レイシエスタ3F	合同会社ロジェ	兵庫県神戸市垂水区宮本町3丁目13番地	令和6年5月31日	就労継続支援(A型)

2810101101	ライフデザインみんなの家	兵庫県神戸市東灘区森南町3丁目4-22	一般社団法人 Laugh&Peace	兵庫県神戸市東灘区森南町3丁目4-22	令和6年7月1日	居宅介護
2810101101	ライフデザインみんなの家	兵庫県神戸市東灘区森南町3丁目4-22	一般社団法人 Laugh&Peace	兵庫県神戸市東灘区森南町3丁目4-22	令和6年7月1日	重度訪問介護
2810101101	ライフデザインみんなの家	兵庫県神戸市東灘区森南町3丁目4-22	一般社団法人 Laugh&Peace	兵庫県神戸市東灘区森南町3丁目4-22	令和6年7月1日	行動援護
2815101205	朱史ケアセンター	兵庫県神戸市中央区二宮町3丁目13-4	朱史株式会社	兵庫県神戸市東灘区本山北町四丁目9番6号	令和6年6月14日	居宅介護
2815101205	朱史ケアセンター	兵庫県神戸市中央区二宮町3丁目13-4	朱史株式会社	兵庫県神戸市東灘区本山北町四丁目9番6号	令和6年6月14日	重度訪問介護
2815101205	朱史ケアセンター	兵庫県神戸市中央区二宮町3丁目13-4	朱史株式会社	兵庫県神戸市東灘区本山北町四丁目9番6号	令和6年6月14日	同行援護
2815100496	ヘルパーステーションああす	兵庫県神戸市中央区旗塚通5丁目1-25	特定非営利活動法人地域福祉会ああす	兵庫県神戸市東灘区住吉本町1丁目1-32	令和6年6月30日	居宅介護
2815100496	ヘルパーステーションああす	兵庫県神戸市中央区旗塚通5丁目1-25	特定非営利活動法人地域福祉会ああす	兵庫県神戸市東灘区住吉本町1丁目1-32	令和6年6月30日	重度訪問介護
2815100496	ヘルパーステーションああす	兵庫県神戸市中央区旗塚通5丁目1-25	特定非営利活動法人地域福祉会ああす	兵庫県神戸市東灘区住吉本町1丁目1-32	令和6年6月30日	同行援護
2815201815	ひまわり生活介護	兵庫県神戸市西区曙町22番地の1	特定非営利活動法人ひまわり	兵庫県神戸市西区岩岡町古郷1528番地の12	令和6年6月30日	生活介護

神戸市告示第348号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 25 第 2 項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第 51 条の 30 第 1 項第 2 号の規定により告示する。

令和 6 年 10 月 8 日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	廃止年月日	サービス種類
2830100208	相談支援事業所ハートフリー	兵庫県神戸市東灘区甲南町3丁目7-19 養老甲南ビル101号	一般社団法人社会福祉共役会	兵庫県芦屋市月若町7番19-202号	令和6年5月31日	地域移行支援
2830100208	相談支援事業所ハートフリー	兵庫県神戸市東灘区甲南町3丁目7-19 養老甲南ビル101号	一般社団法人社会福祉共役会	兵庫県芦屋市月若町7番19-202号	令和6年5月31日	地域定着支援

神戸市告示第349号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 25 第 4 項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第 51 条の 30 第 2 項第 2 号の規定により告示する。

令和 6 年 10 月 8 日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	廃止年月日	サービス種類
2835000130	相談支援事業所えみのき	兵庫県神戸市北区しあわせの村1-20	社会福祉法人新緑福祉会	兵庫県神戸市西区玉津町水谷字セリ合400-7	令和6年4月30日	計画相談支援
2830100208	相談支援事業所ハートフリー	兵庫県神戸市東灘区甲南町3丁目7-19 養老甲南ビル101号	一般社団法人社会福祉共役会	兵庫県芦屋市月若町7番19-202号	令和6年5月31日	計画相談支援
2835200151	相談支援事業所つなぐ	兵庫県神戸市西区春日台3丁目1-7-204	一般社団法人つなぐ福祉会	兵庫県神戸市西区春日台五丁目8番地の9	令和6年6月30日	計画相談支援

神戸市告示第350号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和6年10月8日

神戸市長 久元喜造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2850800331	ちえりっしゅ垂水	兵庫県神戸市垂水区海岸通4-23-1F	株式会社 C-cherish	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬1512番地の10	令和6年4月1日	児童発達支援
2850800331	ちえりっしゅ垂水	兵庫県神戸市垂水区海岸通4-23-1F	株式会社 C-cherish	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬1512番地の10	令和6年4月1日	放課後等デイサービス
2855000358	ブロッサムジュニア北神戸教室	兵庫県神戸市北区八多町中881スペース881 1F-1号室	株式会社 充理塾	兵庫県芦屋市業平町2番10号	令和6年4月1日	児童発達支援
2855000358	ブロッサムジュニア北神戸教室	兵庫県神戸市北区八多町中881スペース881 1F-1号室	株式会社 充理塾	兵庫県芦屋市業平町2番10号	令和6年4月1日	放課後等デイサービス
2850600244	子どもみらいサポートあくしす新長田	兵庫県神戸市長田区水笠通四丁目5番2号 デコール神戸Ⅱ 101号	株式会社 陽輝の木	兵庫県神戸市長田区水笠通四丁目5番2号	令和6年4月1日	放課後等デイサービス

2850500279	Child ぱ ふえ	兵庫県神戸 市兵庫区松 本通三丁目 1番8-101 号	合同会社 t r e e f I e L D	兵庫県神戸 市兵庫区松 本通三丁目 1番8-101 号	令和6年4 月1日	保育所等訪 問支援
2855000366	兵庫県済生 会児童発達 支援事業所 なないろ	兵庫県神戸 市北区藤原 台中町五丁 目1番1号	社会福祉法 人恩賜財団 済生会支部 兵庫県済生 会	兵庫県神戸 市北区藤原 台中町五丁 目1番1号	令和6年4 月1日	児童発達支 援
2855000051	しらゆりフ レンドリー クラブ	兵庫県神戸 市北区大脇 台12番地 の1	社会福祉法 人白百合学 園	兵庫県神戸 市北区大脇 台12-1	令和6年4 月1日	保育所等訪 問支援
2850700234	子どもみら いサポート あくしす妙 法寺	兵庫県神戸 市須磨区清 水台一丁目 8-5グレ ーシィ須磨 アルテピア I番街1F 1号	株式会社み らいず	兵庫県神戸 市北区南五 葉一丁目1 番鈴蘭台第 四団地1号 棟101	令和6年5 月1日	児童発達支 援
2850700234	子どもみら いサポート あくしす妙 法寺	兵庫県神戸 市須磨区清 水台一丁目 8-5グレ ーシィ須磨 アルテピア I番街1F 1号	株式会社み らいず	兵庫県神戸 市北区南五 葉一丁目1 番鈴蘭台第 四団地1号 棟101	令和6年5 月1日	放課後等デ イサービス
2850100153	しょうせい 式児童発達 支援・放課 後等デイス ービスぷり ん 甲南山 手	兵庫県神戸 市東灘区本 庄町3丁目 7-21	株式会社翔 聖	兵庫県芦屋 市船戸町2 番1-204号	令和6年5 月1日	児童発達支 援

2850200276	U o - S a o'	兵庫県神戸市灘区岩屋北町7丁目2-14	合同会社ウオーサオー	兵庫県神戸市東灘区本山北町四丁目6番3号	令和6年5月1日	児童発達支援
2850200276	U o - S a o'	兵庫県神戸市灘区岩屋北町7丁目2-14	合同会社ウオーサオー	兵庫県神戸市東灘区本山北町四丁目6番3号	令和6年5月1日	放課後等デイサービス
2850200276	U o - S a o'	兵庫県神戸市灘区岩屋北町7丁目2-14	合同会社ウオーサオー	兵庫県神戸市東灘区本山北町四丁目6番3号	令和6年5月1日	保育所等訪問支援
2850800349	ひらそる	兵庫県神戸市垂水区向陽二丁目6番26号パレス向陽203	合同会社ネモフィラブ	兵庫県明石市田町二丁目9-21フローリッシュ2203号室	令和6年5月1日	児童発達支援
2850800349	ひらそる	兵庫県神戸市垂水区向陽二丁目6番26号パレス向陽203	合同会社ネモフィラブ	兵庫県明石市田町二丁目9-21フローリッシュ2203号室	令和6年5月1日	放課後等デイサービス
2850700226	そだちの空間LINKS 名谷	兵庫県神戸市須磨区北落合2丁目11-39エグゼガーデン2階	有限会社エグゼ	兵庫県神戸市須磨区北落合2丁目11-39	令和6年5月1日	放課後等デイサービス
2850600251	放課後等デイサービスウイズ・ユータかとり	兵庫県神戸市長田区若松町十一丁目1-12	こころ合同会社	兵庫県神戸市長田区若松町十一丁目1-12	令和6年6月1日	児童発達支援
2850600251	放課後等デイサービスウイズ・ユータかとり	兵庫県神戸市長田区若松町十一丁目1-12	こころ合同会社	兵庫県神戸市長田区若松町十一丁目1-12	令和6年6月1日	放課後等デイサービス

2855000374	放課後等デイサービス レインボー スカイ	兵庫県神戸市 北区筑紫が丘5丁目 12番11号	スポーツリハ ケアサポート株式会 社	兵庫県神戸市 北区甲栄台五丁目10 番19号	令和6年6 月1日	児童発達支 援
2855000374	放課後等デイサービス レインボー スカイ	兵庫県神戸市 北区筑紫が丘5丁目 12番11号	スポーツリハ ケアサポート株式会 社	兵庫県神戸市 北区甲栄台五丁目10 番19号	令和6年6 月1日	放課後等デ イサービス
2850700069	リハ・リハ キッズ P owers 板宿 Fr iends	兵庫県神戸市 須磨区飛松町2丁目 5-17	株式会社R EHA・L IBERO	兵庫県神戸市 垂水区学が丘一丁目 12番11号	令和6年6 月1日	保育所等訪 問支援
2850700242	放課後デ イ Grann y 神戸	兵庫県神戸市 須磨区南落合1丁目 19-6	CHILD CARE合 同会社	兵庫県神戸市 中央区橘通一丁目1 番10-205 号	令和6年7 月1日	放課後等デ イサービス
2850600269	イロドリ	兵庫県神戸市 長田区細田町1丁目 4番17号	株式会社P LAST	兵庫県神戸市 長田区腕塚町四丁目 2番1号	令和6年7 月1日	児童発達支 援
2850600269	イロドリ	兵庫県神戸市 長田区細田町1丁目 4番17号	株式会社P LAST	兵庫県神戸市 長田区腕塚町四丁目 2番1号	令和6年7 月1日	放課後等デ イサービス
2855200412	くれせんと 大久保	兵庫県神戸市 西区竜が岡1丁目7 -1	株式会社み らいクリエ ーション	大阪府大阪 市中央区淡路町三丁目 3番2- 1402号	令和6年7 月1日	児童発達支 援
2855200412	くれせんと 大久保	兵庫県神戸市 西区竜が岡1丁目7 -1	株式会社み らいクリエ ーション	大阪府大阪 市中央区淡路町三丁目 3番2- 1402号	令和6年7 月1日	放課後等デ イサービス
2850600277	すくはぐ新 長田	兵庫県神戸市 長田区若松町三丁目 1番1号	合同会社す くはぐ	兵庫県西脇 市小坂町74 番地	令和6年7 月1日	児童発達支 援

2850600277	すくはぐ新 長田	兵庫県神戸 市長田区若 松町三丁目 1番1号	合同会社す くはぐ	兵庫県西脇 市小坂町74 番地	令和6年7 月1日	放課後等デ イサービス
2850700531	重症心身障 がい児児童 発達支援G OGO	兵庫県神戸 市須磨区天 神町4丁目 4番35号 アスミビル 1階	特定非営利 活動法人へ ルパーGO GO	兵庫県神戸 市須磨区天 神町4丁目 4-35アス ミビル1階	令和6年7 月1日	児童発達支 援
2850500188	神戸ケアエ ースホーム	兵庫県神戸 市兵庫区北 逆瀬川町4 -16	有限会社神 戸ケアエー ス	兵庫県神戸 市長田区東 尻池町1丁 目3-2	令和6年7 月1日	児童発達支 援

神戸市告示第351号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者の指定をしたので、同法第24条の37第1号の規定により告示する。

令和6年10月8日

神戸市長 久元喜造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2870200124	相談支援事業所はれくら	兵庫県神戸市灘区城内通2丁目3-3 1-A	合同会社クラストリー	兵庫県神戸市東灘区御影三丁目6番8号	令和6年5月1日	障害児相談支援
2875000149	障害福祉サービスの相談ができる事業所らふいん	兵庫県神戸市北区唐櫃台2-23-8	株式会社おてだま	兵庫県神戸市北区唐櫃台二丁目19番14号	令和6年6月1日	障害児相談支援
2875100113	NINO障がい児・者相談支援センター神戸三宮	兵庫県神戸市中央区二宮町三丁目5番16号三宮パークハイム102号室	一般社団法人日本発達障がい支援基金	兵庫県神戸市中央区琴ノ緒町五丁目5番9号	令和6年7月1日	障害児相談支援
2875200186	相談支援事業所1	兵庫県神戸市西区王塚台二丁目50番2号マンションロア305号	一般社団法人福の神	兵庫県神戸市西区王塚台二丁目50番2号マンションロア305号	令和6年7月1日	障害児相談支援
2870200132	相談支援事業所おむすび	兵庫県神戸市灘区稗原町二丁目2-21 ミレフィールド六甲道3階西	合同会社はち	兵庫県神戸市灘区稗原町二丁目2-21 ミレフィールド六甲道3階西	令和6年7月1日	障害児相談支援

2875000156	相談支援事業所 いごころ	兵庫県神戸市北区有野町唐櫃4311番地の1	合同会社レガラ	兵庫県神戸市北区有野町唐櫃4298番地の63	令和6年7月1日	障害児相談支援
2870100167	相談支援事業所 蒼暖の風	兵庫県神戸市東灘区本山中町三丁目8番22号パレ・プラス本山101号	合同会社蒼暖の風	兵庫県神戸市東灘区本山中町三丁目8番22号	令和6年7月1日	障害児相談支援
2875200194	相談支援事業所 つなぐ	兵庫県神戸市西区春日台3丁目1-7-204	特定非営利活動法人リハケア神戸	兵庫県神戸市西区宮下一丁目5番2号	令和6年7月1日	障害児相談支援

神戸市告示第352号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第21条の5の25第2号の規定により告示する。

令和6年10月8日

神戸市長 久元喜造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	廃止年月日	サービス種類
2850600822	シュピーレン	兵庫県神戸市長田区川西通4-102-9	特定非営利活動法人トレッペン	兵庫県神戸市長田区山下町2丁目1番10号	令和6年5月31日	放課後等デイサービス
2855100018	さくらこどもセンター 神戸北野校	兵庫県神戸市中央区中山手通2丁目15-1 アトラス神戸中山手通1F	さくらこどもセンター 合同会社	兵庫県三田市弥生が丘五丁目14番地5	令和6年5月31日	児童発達支援
2855100018	さくらこどもセンター 神戸北野校	兵庫県神戸市中央区中山手通2丁目15-1 アトラス神戸中山手通1F	さくらこどもセンター 合同会社	兵庫県三田市弥生が丘五丁目14番地5	令和6年5月31日	放課後等デイサービス
2855100018	さくらこどもセンター 神戸北野校	兵庫県神戸市中央区中山手通2丁目15-1 アトラス神戸中山手通1F	さくらこどもセンター 合同会社	兵庫県三田市弥生が丘五丁目14番地5	令和6年5月31日	保育所等訪問支援

2855000721	放課後等 サービス ハイ・に こ・ポン	兵庫県神戸 市北区有野 町有野10 79-7	一般社団法 人神戸総合 支援センタ ーh e a r t	兵庫県神戸 市北区藤原 台南町三丁 目9番12 号	令和6年5 月31日	児童発達支 援
2850200219	放課後デイ サービス できる	兵庫県神戸 市灘区高羽 町2-4-19 プラス六甲 108号	吉田工業株 式会社	大阪府大阪 市住之江区 泉2丁目8 番9号	令和6年6 月30日	児童発達支 援
2850200219	放課後デイ サービス できる	兵庫県神戸 市灘区高羽 町2-4-19 プラス六甲 108号	吉田工業株 式会社	大阪府大阪 市住之江区 泉2丁目8 番9号	令和6年6 月30日	放課後等デ イサービス

神戸市告示第353号

次の事業者について、児童福祉法第24条の32第2項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第24条の37第2号の規定により告示する。

令和6年10月8日

神戸市長 久元喜造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	廃止年月日	サービス種類
2870100159	相談支援事業所ハートフリー	兵庫県神戸市東灘区甲南町3丁目7-19 養老甲南ビル101号	一般社団法人社会福祉共役会	兵庫県芦屋市月若町7番19-202号	令和6年5月31日	障害児相談支援
2875200129	相談支援事業所つなぐ	兵庫県神戸市西区春日台3丁目1-7-204	一般社団法人つなぐ福祉会	兵庫県神戸市西区春日台5丁目8番地の9	令和6年6月30日	障害児相談支援

神戸市告示第354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年10月9日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年10月22日まで一般の縦覧に供する。

令和6年10月8日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	西須磨方面第13号線	神戸市須磨区離宮前町1丁目3番1地先から	新	31.00	最大 3.50 最小 3.20
		神戸市須磨区離宮前町1丁目3番1地先まで	旧	31.00	最大 2.90 最小 2.60

神戸市告示第355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年10月22日まで一般の縦覧に供する。

令和6年10月8日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	多聞101号線	神戸市垂水区清水が丘2丁目137番3地先から 神戸市垂水区清水が丘2丁目140番3地先まで	新	2.20	最大 7.70 最小 7.50
			旧	76.20	最大 9.40 最小 2.20

神戸市告示第356号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により電線共同溝を整備すべき道路として令和4年11月9日付けで次のとおり指定をしたので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年10月8日

神戸市長 久 元 喜 造

指定をした道路の部分

主要市道山麓線の区間のうち灘区山田町1丁目12番1地先から灘区山田町3丁目4番1地先までの上下線

神戸市公告

神戸市市民公園条例（昭和51年4月条例第16号）第27条及び第1条の規定により、次のとおり市民の木に指定したので、同条第3項の規定により公告します。

令和6年10月8日

神戸市長 久 元 喜 造

1 市民の木に指定した樹木の集団

指定番号	所在地	樹種
58	神戸市灘区箕岡通3丁目7番1号	クスノキ1本

2 指定の年月日

令和6年10月1日

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和6年10月8日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和6年10月8日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジェームス山商業施設

神戸市垂水区青山台7丁目6番1号 他

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社マルアイ	午前8時00分	午後9時45分
株式会社スギ薬局		
株式会社大創産業		
株式会社イトウゴフク		
株式会社G7リテールジャパン		
株式会社ゲオホールディングス		
コーナン商事株式会社	午前10時00分	午後8時00分
株式会社西松屋チェーン		
株式会社セリア		

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社マルアイ	午前8時00分	午後9時45分
株式会社スギ薬局		
株式会社大創産業		
株式会社イトウゴフク		
株式会社G7リテールジャパン		
株式会社ゲオホールディングス		
コーナン商事株式会社		
株式会社西松屋チェーン		
株式会社セリア		

- 3 変更する年月日
令和6年9月21日
- 4 変更する理由
営業時間の変更のため。
- 5 届出年月日
令和6年9月20日
- 6 縦覧期間
令和6年10月8日から令和7年2月10日まで
- 7 縦覧場所
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号
三宮ビル東館4階
神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和6年10月8日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

土地の表示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	西	伊川谷町長坂	森金	193番1のうち 別図の斜線部分	725㎡のうち 30㎡	農用地区域から除外する。
神戸	西	押部谷町細田	宮西	148番のうち 別図の斜線部分	2,123㎡のうち 42㎡	農業用施設用地に用途区分を変更する。
神戸	西	神出町宝勢	木屋池尻	1372番5のうち 1372番11のうち 別図の斜線部分	215㎡のうち 21.60㎡ 601㎡のうち 100.00㎡	農用地区域から除外する。
				2936番のうち 別図の斜線部分	212㎡のうち 61.22㎡	農業用施設用地に用途区分を変更する。

別図は省略する。

神戸市公告

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

令和6年10月8日

神戸市長 久元喜造

1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所

株式会社スナダプロパティ 代表取締役 砂田 直成
大阪府枚方市楠葉並木2丁目2番21号

2 設計者の氏名、住所及び連絡先

株式会社TK都市建築設計 代表取締役 中本 芸武
大阪市淀川区西中島6丁目2-3 207
06-6195-2025

3 景観影響建築行為の概要

- (1) 所在及び地番 神戸市中央区中町通2丁目1-6、1-7
- (2) 敷地面積 約 478平方メートル
- (3) 建築面積 約 334平方メートル
- (4) 延べ面積 約4,066平方メートル
- (5) 高さ 約44.1メートル
- (6) 構造 鉄筋コンクリート造
- (7) 階数 地上15階
- (8) 建物用途 共同住宅

4 縦覧の期間

令和6年10月8日から令和6年10月22日まで

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和6年10月8日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区丸塚一丁目8番5、8番9、8番10、8番11、8番12、8番13、8番14、8番15

開発許可を受けた者の住所及び氏名

加古川市加古川町溝之口584番地

株式会社三建

代表取締役 岩井 敏

許可番号

令和5年9月11日 第8144号

（変更許可 令和6年7月1日 第2130号）

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市長田区浪松町5丁目2番3

開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府中央区徳井町2丁目4番8号

株式会社 FDS

代表取締役 福地 隆史

許可番号

令和6年3月11日 第8172号

（変更許可 令和6年8月20日 第2142号）

（変更許可 令和6年9月2日 第2146号）

神戸市水道告示第22号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和6年10月8日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	指定年月日
42416	株式会社ワイズ	姫路市御国野町深志野 677-5	檜原 由基	令和6年9月30日
42417	ジャパンベスト レスキュー システム株式会社	愛知県名古屋市中区錦 一丁目10番20号	若月 光博	令和6年9月30日
42418	山口設備	神戸市西区玉津町今津 623-8	山口 春夫	令和6年9月30日
42419	株式会社 I・F・D	神戸市西区平野町下村 110番地	松井 信行	令和6年9月30日

昇格に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月8日

神戸市人事委員会事務局

委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会規則第4号

昇格に関する規則の一部を改正する規則

昇格に関する規則（平成28年4月人委規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1)改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2)改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前								
第1条～第13条 [略]							第1条～第13条 [略]								
附 則							附 則								
[略]							[略]								
別表 職務の級昇格基準表（第3条第2号関係）							別表 職務の級昇格基準表（第3条第2号関係）								
（その1）							（その1）								
番号	適用する職	学歴	左欄の職のそれぞれの級へ昇格するために必要な資格要件				その他の資格要件	番号	適用する職	学歴	左欄の職のそれぞれの級へ昇格するために必要な資格要件				その他の資格要件
			昇格する級に応じて必要な学歴取得後の基準となる職における業務の経験年数及び必要在職年数（上段は昇格する級を、下段は基準となる職を示す。）								昇格する級に応じて必要な学歴取得後の基準となる職における業務の経験年数及び必要在職年数（上段は昇格する級を、下段は基準となる職を示す。）				
			2級	3級	4級						2級	3級	4級		
			1級における同種の職	2級の職							1級における同種の職	2級の職			
			1級の職における必要在職年数	2級の職における必要在職年数					1級の職における必要在職年数	2級の職における必要在職年数					
1	[略]	大学卒	[略]	[略]	[略]	[略]	年	年	年	年	別に定め	勤務成績が			
			[略]	[略]	[略]	[略]					る。	良好である			
2	[略]	大学卒	[略]	[略]	[略]	[略]	年	年	年	年	別に定め	勤務成績が			
		短大卒	[略]								る。	良好である			
		高校卒	[略]									こと。			
		中学卒	[略]												
3	[略]	大学卒	[略]	[略]	[略]	[略]	年	年	年	年	別に定め	勤務成績が			
		短大卒	[略]								る。	良好である			
		高校卒	[略]									こと。			

		中学卒	[略]		[略]					中学卒	[略]		[略]							
4	児童自立支援専門員（児童自立支援専門員見習として採用された場合に限る。） 児童生活支援員（児童生活支援員見習として採用された場合に限る。） 健康科学研究職 保育士 寮母 司書（司書補として採用された場合に限る。） 計量取締員 職業指導員 手話通訳員 運動療法指導員 点字指導員 速記者（採用の選考に関する規則別表（その3）番号32に掲げる場合に限る。） 造園技術員 船舶けい離立会人（番号3を適用する場合を除く。）	大学卒	1	同上	5	同上				4	航空従事者 児童自立支援専門員（児童自立支援専門員見習として採用された場合に限る。） 児童生活支援員（児童生活支援員見習として採用された場合に限る。） 健康科学研究職 保育士 寮母 司書（司書補として採用された場合に限る。） 計量取締員 職業指導員 手話通訳員 運動療法指導員 点字指導員 速記者（採用の選考に関する規則別表（その3）番号32に掲げる場合に限る。） 造園技術員 船舶けい離立会人（番号3を適用する場合を除く。）	大学卒	1	同上	5	同上				
		短大卒	2.5		6						短大卒	2.5		6						
		高校卒	4.5		7						高校卒	4.5		7						
		中学卒	7		8						中学卒	7		8						

	学校技術職員 障害児教育支援 専門員								
5	[略]	大学卒	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		短大卒	[略]						
		高校卒	[略]						
		中学卒	[略]						
6	[略]	大学卒	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		短大卒	[略]						

備考

- 1 [略]
- 2 採用規則別表(その2)に掲げる職で行政職給料表を適用する職(番号1を適用する職を除く。)の(その1)2級への昇格については(その1)番号1の基準を、(その1)3級への昇格については(その1)番号2の基準を適用する。
- 3～16 [略]

	を除く。) 学校 技術職員 障害 児教育支援専門 員								
5	[略]	大学卒	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		短大卒	[略]						
		高校卒	[略]						
		中学卒	[略]						
6	[略]	大学卒	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		短大卒	[略]						

備考

- 1 [略]
- 2 採用規則別表(その2)に掲げる職で行政職給料表を適用する職(番号1を適用する職を除く。)の(その1)2級への昇格については(その1)番号1の基準を、(その1)3級への昇格については(その1)番号2の基準を適用する。
- 3～16 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成29年8月9日から適用する。

令和6年10月1日付け神戸市公報第3879号について、誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

令和6年10月8日

(28 ページ公告 許可番号年月日)

誤 令和4年3月4日 第8040号

正 令和4年3月16日 第8040号